

# 第2次岩沼市環境基本計画（案）

令和8年3月

岩沼市



## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 計画策定の背景

本市では、平成 28（2016）年 3 月に岩沼市環境基本条例第 8 条に基づき、「岩沼市環境基本計画」（以下「第 1 次計画」という）を策定しました。この計画では、「恵み豊かな環境を持続的に享受できるまち」を望ましい環境像として掲げ、次世代を担う子どもたちが笑顔で暮らせる地域の実現を目指し、市・市民・事業者が連携して持続可能な発展を目指して取り組んできました。

近年では、持続可能な開発目標（SDGs）の採択やパリ協定の発効などを背景に、環境・社会・経済に関するさまざまな課題の解決や、地球温暖化の進行を抑制するための脱炭素化が世界的に進められており、環境問題を取り巻く情勢は大きく変化しています。

また、第 1 次計画の運用期間であるこの 10 年間にも、社会経済情勢や環境行政を取り巻く状況は刻々と変化しました。特に、気候変動の影響が顕在化し、世界各地で猛暑や豪雨などの自然災害が頻発しています。本市においても、豪雨による河川の氾濫や浸水被害が発生しました。さらに、令和 2（2020）年には新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、市民生活や地域経済に大きな影響が及び、新しい生活様式への適応が求められました。

こうした社会環境の変化を踏まえ、第 1 次計画の計画期間が令和 7（2025）年度末で終了することから、これまでの取り組みを評価しつつ、変化する時代に対応し、今後 10 年を見据えたより実効性のある施策を定めるため、「第 2 次岩沼市環境基本計画」（以下「本計画」という）を策定するものです。

## 2. 岩沼市を取り巻く国内外の環境行政の動き

第 1 次計画の策定以降、これまでの環境行政に係る国内外の動きの変化について整理します。

### ① 國際的な動向

#### 【持続可能な開発目標（SDGs）】

平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダでは、2030 年までに達成すべき国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が設定されました。

社会・経済・環境に統合的に取り組み、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な社会の実現を目指し、17 の目標が掲げられています。



出典：国際連合広報センター

#### 【地球温暖化対策・脱炭素社会】

平成 27（2015）年にフランスのパリで開催された第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、「京都議定書」に代わる新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択されました。この協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて 2 度より十分低く保ち、1.5 度以内に抑える努力をする」ことが、世界共通の長期目標として定められています。

#### 【生物多様性】

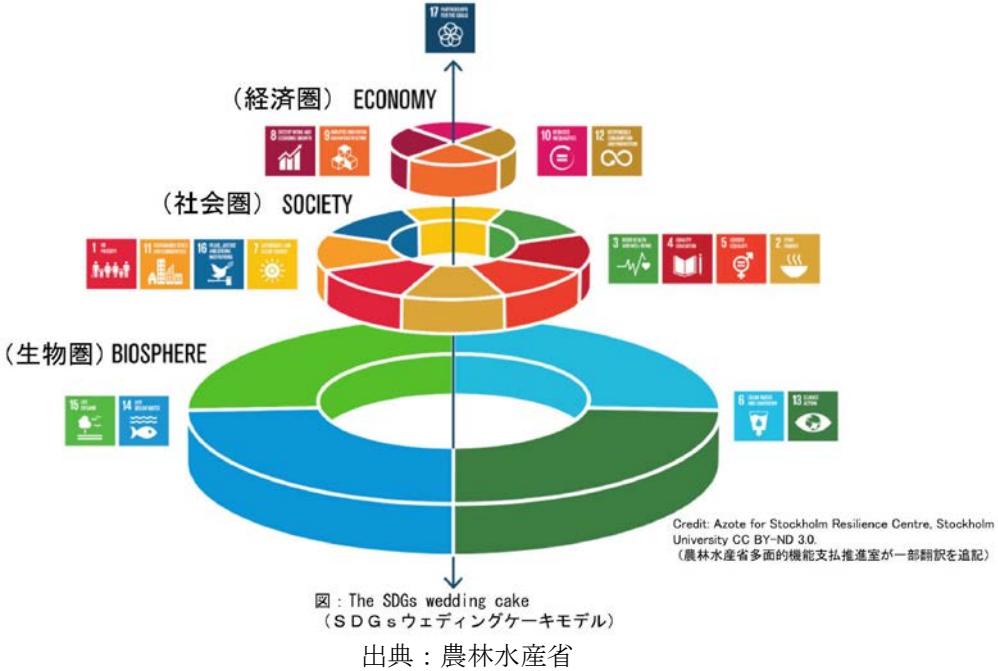
令和 4 年（2022）年には国連生物多様性条約の第 15 回締約国会議（COP15）が開催され、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組では、2030 年までに陸と海それぞれ 30% を保全エリアとするなどの目標が掲げられており、生物多様性の損失を止め、回復させるという「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の考え方方が示されています。

## ② 国の動向

### 【第6次環境基本計画】

令和6（2024）年5月、国において「第6次環境基本計画」が閣議決定されました。これは、平成6（1994）年に策定された第1次計画から30年の節目にあたるものであり、すべての環境分野を統合する最上位の計画として位置づけられています。

環境・自然資本（ストック）を健全な形で維持・回復・増加させることで、経済社会の持続的な成長を可能にする「循環共生型社会（環境・生命文明社会）」の構築を目指すとされています。また、環境保全を通じて、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング（高い生活の質）」の実現も重要な目標として掲げられています。さらに、地球が直面する「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」という三つの環境危機に対して、脱炭素（カーボンニュートラル）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）の施策を統合的かつ相乗的に展開することが求められています。



### 【地球温暖化対策・脱炭素社会】

国は、令和2年（2020）年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、これを見て令和3（2021）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正されました。このなかで2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指すことが明記されています。同年「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030年度において温室効果ガスを2013年度比46%削減することを目標とし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが掲げされました。また、令和6（2024）年の法改正では、国内外で地球温暖化対策を加速するため、二国間クレジットの発行や地域脱炭素化促進事業制度の拡充等について定められました。

## 【生物多様性国家戦略 2023-2030】

令和 5 (2023) 年に策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」は、令和 4 (2022) 年の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のなかに盛り込まれた「30 by 30 目標」をその目標の一つに位置づけており、生物多様性の損失と気候危機の「2 つの危機」への統合的対応とネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた社会の根本的変革が強調されています。その実現のため、「5つの基本戦略」が示されました。

5 つの基本戦略	
基本戦略 1	生態系の健全性の回復
基本戦略 2	自然を活用した社会課題の解決
基本戦略 3	ネイチャー ポジティブ経済の実現
基本戦略 4	生活・消費活動における生物多様性 の価値の認識と行動
基本戦略 5	生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

## 【第 5 次循環型社会形成推進基本計画】

令和 6 (2024) 年に国において「第 5 次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等といった環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものとして、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として取り組むべき重要な政策課題と位置づけたものとなっています。

## 第1章 計画の基本的事項

### ③ 宮城県の動向

#### 【宮城県環境基本計画（第4期）】

宮城県では、令和3（2021）年に宮城県環境基本条例に基づき「宮城県環境基本計画（第4期）」を策定しています。目指す環境の将来像に『豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土』、『持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会』を掲げ、実現に向けた3つの基本方針を定め、4つの政策に沿った取り組みを進めていくこととしています。

3つの基本方針	
基本方針1	「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を見据えた新しい宮城の環境の創造
基本方針2	SDGs や「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上
基本方針3	気候変動の影響への適応
4つの政策	
政策1	脱炭素社会の構築
政策2	循環型社会の形成
政策3	自然共生社会の形成
政策4	安全で良好な生活環境の確保

#### 【地球温暖化対策・脱炭素社会】

平成30（2018）年に「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」が策定され、温室効果ガスの排出削減や吸収源対策に取り組んできました。この計画は、地域からの地球温暖化対策を積極的に推進するための基本方針を示しています。

令和5（2023）年には、さらに踏み込んだ「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」が策定されました。2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにすることを目指し、再生可能エネルギー等の利用促進、省エネルギーの推進、地域環境の整備、循環型社会の形成、気候変動適応策の推進などが進められています。

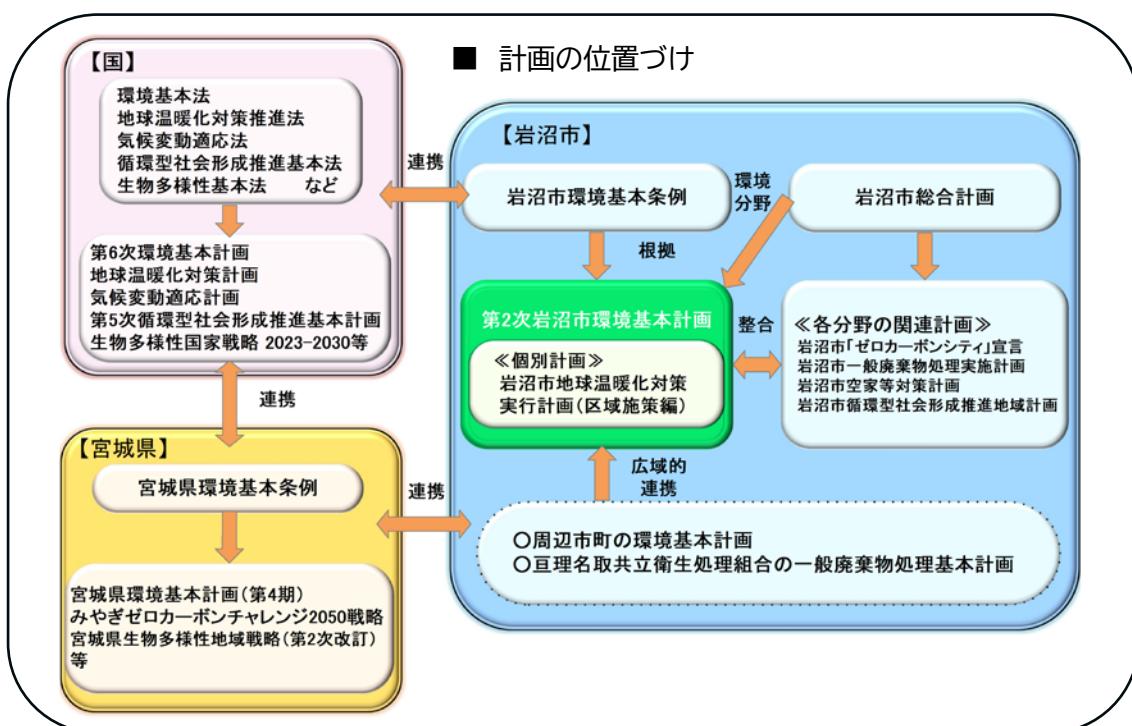
## 3. 岩沼市における取り組みの推進

本市では、平成27（2015）年に環境の保全と創造について基本理念などを定めた「岩沼市環境基本条例」を制定しました。これに基づき、平成28（2016）年3月に「岩沼市環境基本計画」を策定し、良好な環境の保全及び創造に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和3（2021）年には、「岩沼市ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを表明しました。この宣言を受けて、令和5（2023）年に「岩沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。この計画では2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を46.2%削減することを目標としています。

## 4. 計画の位置づけ

本計画は「岩沼市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。岩沼市総合計画に即し、各種関連計画と整合を図るもので



## 第1章 計画の基本的事項

### 5. 前計画の総括

#### ・令和6年度の実績評価

管理目標	実績 (令和 6 年度)	評価
<快適な環境の創造> 身近な自然とふれあう機会の充実や親しみを感じる景観などの保全を推進することにより、「快適な環境の創造」を目指します。	市民一人当たりの公園面積 目標値 18m <sup>2</sup>	19.5m <sup>2</sup> A
	花や木のまちづくり団体数 目標値 70団体	61団体 C
<豊かな自然環境の保全> 森林や河川など豊かな自然環境や農地などの緑地、それを基盤とする生態系を適正に保護・保全することにより、「豊かな自然環境の保全」を目指します。	山林の面積 目標値 1,130ha	1,131ha A
	グリーンピア岩沼の自然にふれるイベント数 目標値 55回	57回 A
<安全な生活環境の確保> 大気や水など私たちを取り巻く生活環境を良好な状態に維持することにより、「安全な生活環境の確保」を目指します。	河川 B O D 環境基準の達成度 目標値 100%	100% A
	公共下水道の普及率 目標値 93%	94.00% A
<循環型社会の構築> ごみの発生抑制や再生可能なものの活用、資源の再利用・再生利用といった循環的な利用を進めることにより、「循環型社会の構築」を目指します。	一人 1 日当たりのごみ排出量 目標値 870 g	883 g B
	リサイクル登録団体数 目標値 80団体	30団体 C
<地球環境問題への貢献> 日常生活や事業活動を見直し、省エネルギーの実践や再生可能エネルギーの導入の検討など低炭素社会の実現に向けた取組を進めることにより、「地球環境問題への貢献」を目指します。	岩沼市内の温室効果ガス排出量 目標値（令和12年度目標） 733千 t	1,102千 t (令和 4 年度) B
	市民バス年間利用者数（路線運行及び区域運行） 目標値 14万人	13.9万人 B
<環境共生社会の醸成> 市・市民・事業者の全ての主体が、環境について理解を深め、環境に配慮した行動を実践することにより、「環境共生社会の醸成」を目指します。	「早朝クリーンいわぬま」の参加者数 目標値 1万人	8,673人 B
	環境保全活動団体登録数 目標値 25団体	5団体 B

多くの指標でおおむね良好な成果が見られましたが、循環型社会の構築や地球環境問題への対応、市民参加の促進といった分野では改善の余地があると考えられます。今後も、市・市民・事業者が一体となって、持続可能なまちづくりに向けた取り組みを継続・強化していくことが必要です。

## 6. 主な見直し

計画の主な見直し内容は以下のとおりです。

### ●最新動向の反映、施策体系の見直し

- ・ SDGs、パリ協定の採択、地球温暖化対策推進法、生物多様性国家戦略 2023–2030 及び第 6 次環境基本計画の閣議決定等の最新の社会動向を踏まえて対応を整理しました。
- ・ 脱炭素及び生物多様性の保全に向けた施策の充実化を図るために施策体系を見直しました。

### ●環境指標の見直し

- ・これまでの指標のなかには、時代の要請に合わなくなってきたものや、数値や数量で表すのではなく評価者の感覚に頼る要素が多く、公平な評価が難しいものもありました。よって、今回は数値や数量で表現できる客観的なデータによる評価基準を設定することにより、より正確かつ迅速に状況を把握し、具体的な改善点が見つけやすい指標に見直しました。

### ●その他

- ・ 計画書中に掲載の各種データを最新のものに更新しました。
- ・ 岩沼市環境基本計画概要版令和 5 年改訂で、反映した SDGs の視点による施策展開と、岩沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を本計画に内包しました。

## 第1章 計画の基本的事項

### 7. 計画期間・目標年次

本計画の計画期間は、令和8年度からの10年間とし、令和17年度を目標年次とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

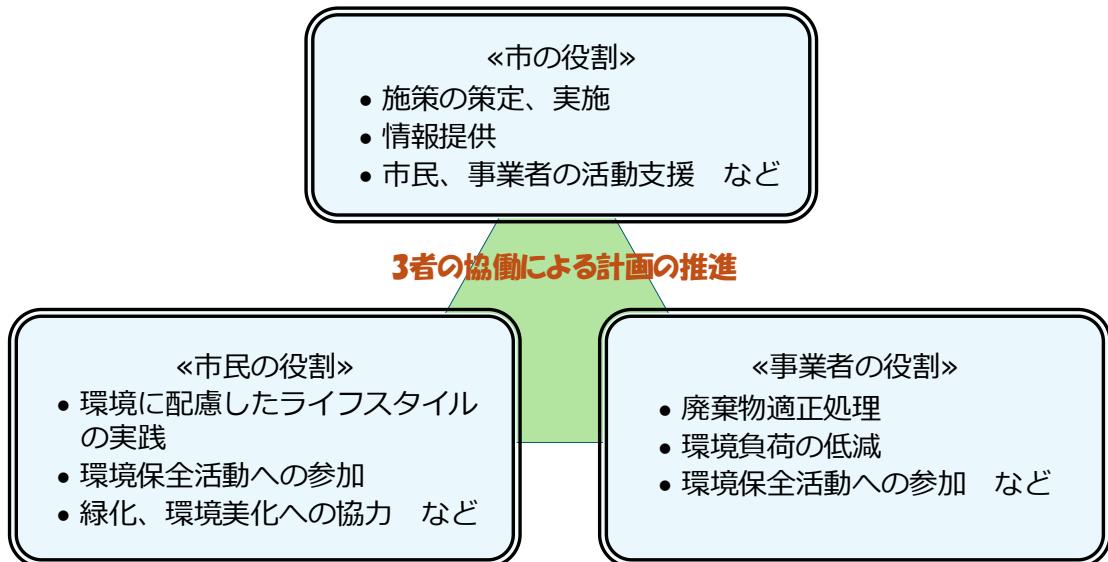
### 8. 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、快適環境、自然環境、生活環境、資源循環、地球環境とします。さらに、これらに関連する環境保全活動や環境教育など、市民・事業者の協働や参画に関するものも加え、幅広く環境を捉えることとします。

快適環境	緑化、公園などの公共施設、景観・地域美化、空き地・空き家、歴史・文化財 など
自然環境	森林、河川、湖沼、生物多様性、希少種・外来生物、有害鳥獣、農地、里山、自然とのふれあいの場 など
生活環境	大気、水質、土壤、騒音、振動、臭気 など
資源循環	廃棄物の適正処理、ごみの減量、リサイクル など
地球環境	気候変動適応、地球温暖化対策、再生可能エネルギー、省エネルギー など
市民・事業者の活動	市民協働、環境情報、環境教育、環境学習、環境保全活動 など

## 9. 計画推進の主体と役割

本計画の主体は、市・市民・事業者です。各主体の役割は岩沼市環境基本条例に定めるとおりとします。



### ■各主体の責務（岩沼市環境基本条例による）

市 (第4条)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市は前条に定める基本理念に従い、地域の自然的及び社会的条件に応じた良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。</li></ul>
市民 (第5条)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市民は、基本理念に従い、その日常生活において、資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。</li><li>○ 前項に定めるもののほか、市民は、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。</li></ul>
事業者 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業者は、基本理念に従い、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じなければならない。</li><li>○ 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。</li><li>○ 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。</li></ul>

## 第1章 計画の基本的事項

### 10. 計画の構成

#### 第1章 計画の基本的事項

##### 背景、位置づけ、計画期間、計画の構成

計画策定の背景を踏まえて、計画の基本的な考え方や方向性、位置づけなどを示します。

#### 第2章 岩沼市の環境の現況と課題

##### 環境分野ごとの現況と課題

本市の環境の現況や市民・事業者アンケート結果から環境分野ごとの課題を示します。



#### 第3章 本計画が目指す姿

##### 環境像、基本目標

本市が抱える問題を解決し、本市として目指す環境像を示します。  
また、環境像を実現に向けた基本目標を設定します。



#### 第4章 施策の展開

##### 施策の展開、重点的な取り組み

目的達成のための具体的な施策や取り組みを設定します。



#### 第5章 計画の推進体制と進行管理

##### 計画の推進体制、計画の進行管理

環境像を実現するための進行管理と市民・関係団体の参画を含めた推進体制について示します。

## 第2章 岩沼市の環境の現況と課題

## 第2章 岩沼市の環境の現況と課題

### 1. 快適環境

#### (1) 現況

##### ① 身近な緑

公園や緑地は、市民が身近に自然とふれあえる場として、休息やスポーツ、レクリエーションなどに利用されているほか、災害時の避難場所としての役割も果たしています。

東日本大震災後の復興事業として、震災がれきを活用した「千年希望の丘」の築造や環境省の事業により「みちのく潮風トレイル（東北太平洋岸自然歩道）」が整備され、大津波の痕跡や被災者の想いを後世に伝える場所にもなっています。

岩沼市の公園数は、令和6年度現在、街区公園82箇所、史跡公園1箇所、総合公園1箇所、緑地15箇所、農村公園3箇所合計102箇所、83.95haが供用されており、令和6年度の市民一人当たりの公園面積は19.5m<sup>2</sup>になっています。また、宮城県が管理する広域公園として岩沼海浜緑地があります。東日本大震災の被害を受け一時閉園していましたが、平成29年3月に再開し、レクリエーション活動の場として利用されています。



#### ■ 岩沼市の都市公園の整備状況

【箇所数】							単位：箇所
管理	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
岩沼市	街区公園	82	82	82	82	82	
	史跡公園	1	1	1	1	1	
	総合公園	1	1	1	1	1	
	緑地	16	15	15	15	15	千年希望の丘を含む
	農村公園	3	3	3	3	3	
	計	103	102	102	102	102	
宮城県	広域公園	1	1	1	1	1	岩沼海浜緑地
合計		104	103	103	103	103	

#### 【面積】

管理	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位：ha
岩沼市	街区公園	15.79	15.79	15.79	15.79	15.64	
	史跡公園	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
	総合公園	15.51	15.80	15.80	15.80	15.80	
	緑地	51.42	51.88	51.88	51.88	51.88	
	農村公園	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	
	計	83.35	84.10	84.10	84.10	83.95	
宮城県	広域公園	26.7	26.7	26.7	26.7	26.7	岩沼海浜緑地
合計		110.05	110.8	110.8	110.8	110.65	
岩沼市人口（人） (12月末)		43,917	43,878	43,656	43,448	43,137	
一人あたり公園面積 (m <sup>2</sup> /人)		19.0	19.2	19.3	19.4	19.5	

資料：岩沼市「いわぬまミニ統計」、宮城県HP「都市公園の概要」

## ②景観

本市は、東に太平洋と貞山運河、西に千貫丘陵、南に阿武隈川を擁し、豊かな自然景観に囲まれています。千貫丘陵は宮城県の緑地環境保全地域に指定されており、その中に位置するグリーンピア岩沼では、整備された散策路を通じて、四季折々の山野草や森林景観を楽しむことができます。また、市街地周辺に広がる優良農地は、本市ならではの田園・水辺の景観を形成しています。

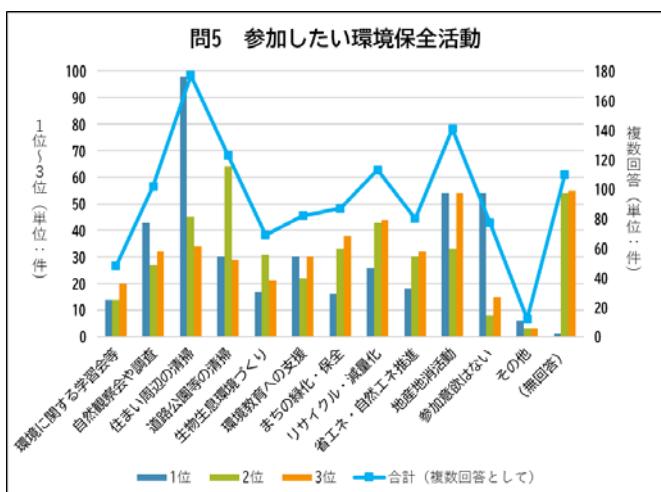
旧奥州街道沿いに発展した市街地には、竹駒神社や二木の松などの歴史的・文化的資源が点在し、往時の面影を今に伝える景観が保たれています。さらに、市街地の周辺に整備された里の杜地区や玉浦西地区などの住宅地では、地区計画に基づき、地域の町並みや特性に応じたきめ細やかなまちづくりが進められており、快適で落ち着きのある住環境が形成されています。

仙台空港周辺の臨空工業団地には多くの企業が進出しており、商業施設の集積とともに都市的な景観も形成されています。

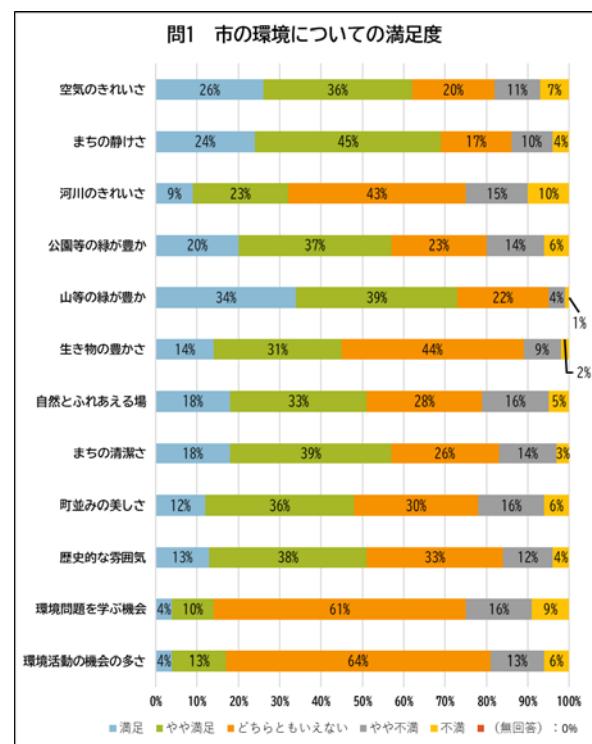
このように本市の景観は、自然、歴史、住宅、都市といった多様な要素がバランスよく調和しています。

市民アンケート調査をみると、市民が参加したい環境保全活動として「住まい周辺の清掃」を1位として回答した人が多く、前回に引き続き関心度が高いと言えます。本市の環境についての満足度をみると、「まちの清潔さ」や「町並みのうつくしさ」に対する満足度を「満足」または「やや満足」と回答した人の割合が増えており、環境美化への取り組みの成果が表れています。

一方で、「環境活動の機会の多さ」に対する満足度は他の要素と比較して高くありません。引き続き市民の美化意識を高める取り組みと環境活動の機会の提供や周知が求められます。



※令和6年度岩沼市が行った環境に関するアンケート調査結果



## 第2章 岩沼市の環境の現況と課題

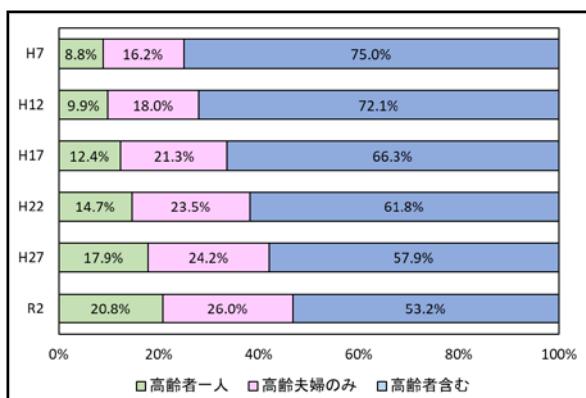
### ■ 岩沼市全景



空き家は、周辺地域に大きな影響を及ぼします。草木の繁茂や建物の老朽化・腐食などが進行し、地域の景観に悪影響を及ぼす可能性があります。景観上の問題だけではなく、不法投棄や害虫・異臭の発生の原因にもなります。

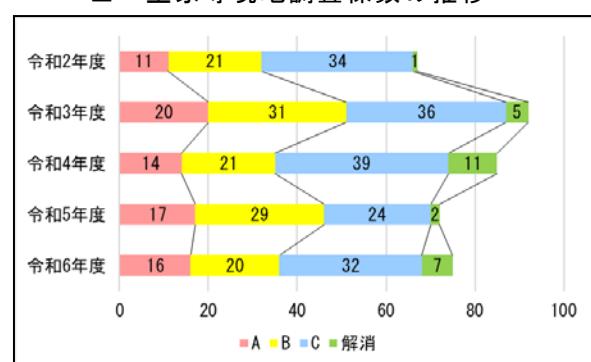
本市においても、人口減少と高齢化の進行、高齢者単身世帯の増加により、将来的には空き家の増加が懸念されるため、適切な管理を周知する取り組みがより一層求められます。

### ■ 高齢者がいる世帯の構成比



資料：令和5年度岩沼市空家等対策計画

### ■ 空家等現地調査棟数の推移



空家等現地調査 分類の凡例

A	今後、放置しておくと倒壊の恐れがあるもの
B	倒壊の恐れはないが、家屋等の破損により周囲へ危害が及ぶ恐れがあるもの
C	問題なし
解消	居住の用、又は解体され、解消されたもの

資料：岩沼市生活環境課資料

### ③歴史・文化

本市の指定文化財（有形無形）は、国指定1件、県指定2件、市指定7件があります。

竹駒神社向唐門は、以前は市の指定文化財でしたが、平成31年に県の指定文化財となりました。かめ塚古墳に続く2例目となります、建造物としては初めての指定となりました。

竹駒神社境内三社、伊達政宗騎馬石膏像も新たに市の指定文化財と指定されたほか、国の登録有形文化財として、竹駒神社馬事博物館と日本基督教団岩沼教会が登録されました。

竹駒神社は本市を代表する歴史的遺産ですが、これ以外にも金蛇水神社や岩蔵寺など市民に親しまれている神社仏閣や、初午大祭や花まつりなどの伝統的な文化や行事もあります。

市民アンケート調査の結果においても、市内にある資源のうち将来残したいものとして、「神社、仏閣、名所等」が多く挙げられており、文化的資源に強い愛着と誇りを持っている人が多く見受けられます。

#### ■ 岩沼市の指定文化財

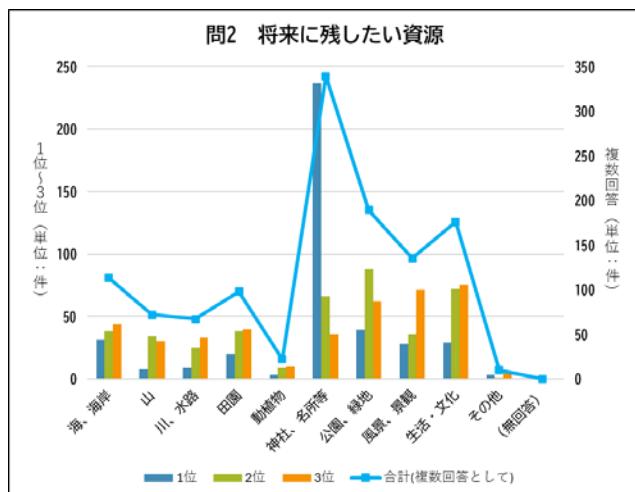
種別			名称	所在地	内容	指定年月日
国指定	記念物	名勝	「おくのほそ道の風景地」武隈の松	二木二丁目	俳聖・松尾芭蕉が記した紀行文学である『おくのほそ道』に登場し、「桜より松は二木を三月越し」の句を詠んだことで広く知られる。	平成26年3月18日
県指定	記念物	史跡	かめ塚古墳	字亀塚	水田内に位置する前方後円墳。発掘調査の結果、前方部、後円部とも後世に削平されていることが明らかとなり、本来は全長約50mの古墳であったと推定されている。	昭和25年9月25日
	有形文化財	建造物	竹駒神社唐門	稻荷町	総ヶヤキ唐破風造りの妻入り門で唐門としては県内最大級の遺構。天保13年(1842)の建築と推定。	平成31年2月15日
市指定	有形文化財	絵画	米づくりの額	下野郷字上中筋76 愛宕神社	仙台の画家菅井梅閑の養子田龍の筆によるもので、明治20年頃の作と推定されている。2枚の額とも、1枚の中に1年を通した作業工程を描き込んでいる。	昭和48年3月27日
			藍づくりの額		彫刻・意匠等に優れた重厚な二階門で、文化9年(1812)の建築と推定。	平成2年5月11日
	有形文化財	建造物	竹駒神社楼門(隨身門)	稻荷町	三社とも一間社流造で、江戸時代の特徴が見られる。(愛宕神社:江戸時代前期、八幡神社:江戸時代中期、総社宮:江戸時代後期)	令和2年2月13日
			竹駒神社境内三社(愛宕神社・八幡神社・総社宮)		昭和10年(1835)に仙台城跡に設置された伊達政宗騎馬像(銅像)の試作過程で制作されたもの。	令和7年3月6日
	彫刻	伊達政宗騎馬石膏像				
	無形民俗文化財		竹駒奴(たけこまやっこ)		奴道中としては全国でも数少なく芸術的にも意義がある。竹駒奴のくり出しが、初午大祭の日曜日となっている。	昭和44年5月29日
	記念物	名勝	二木の松(武隈の松)	二木二丁目	みちのくの歌枕の中でもその詠歌の多いことでは屈指の名木である。	昭和44年5月29日

#### ■ 岩沼市の登録有形文化財

種別			名称	所在地	内容	指定年月日
国登録	有形文化財	建造物	竹駒神社馬事博物館	稻荷町	昭和13年(1938)に開館。和洋の意匠が調和する外観が近代の建築遺産として高く評価されている。	令和3年10月14日
			日本基督教団岩沼教会	桜	明治18年(1885)に東北学院創設者の押川方義によって設立された東北地方初のプロテスタント教会の一つ。県内に現存する歴史的な教会堂では唯一の石造建築である。	令和6年8月15日

資料：岩沼市生涯学習課資料

## 第2章 岩沼市の環境の現況と課題



■ 伊達政宗騎馬石膏像



※令和6年度岩沼市が行った環境に関するアンケート調査結果

■ 竹駒神社



■ 竹駒神社馬事博物館



### (2) 課題

本市の快適環境における課題は、以下のとおりです。

- 山などの緑の豊かさや空気のきれいさ、公園等の緑が豊かなことについて多くの市民が満足していると感じています。復興事業により千年希望の丘が整備され、緑地が大幅に増加しました。今後も公園や緑地の維持管理に努め、身近に緑とふれあえる場所や機会を提供していくことが必要です。
- 竹駒神社をはじめ、歴史・文化遺産が数多く存在します。市民もこれらの歴史的・文化的資源を誇りに思っています。次世代に引き継いでいくための取り組みを行うとともに、維持及び活用が求められます。
- 本市では空き家率は低水準にあるものの、人口減少と高齢化の進行により、今後の空き家増加が懸念されます。空き家の放置は草木の繁茂や建物の老朽化を招き、地域景観の悪化につながる恐れがあり、適切な管理と利活用が求められます。

## 2. 自然環境

### (1) 現況

#### ①森林・農地・河川

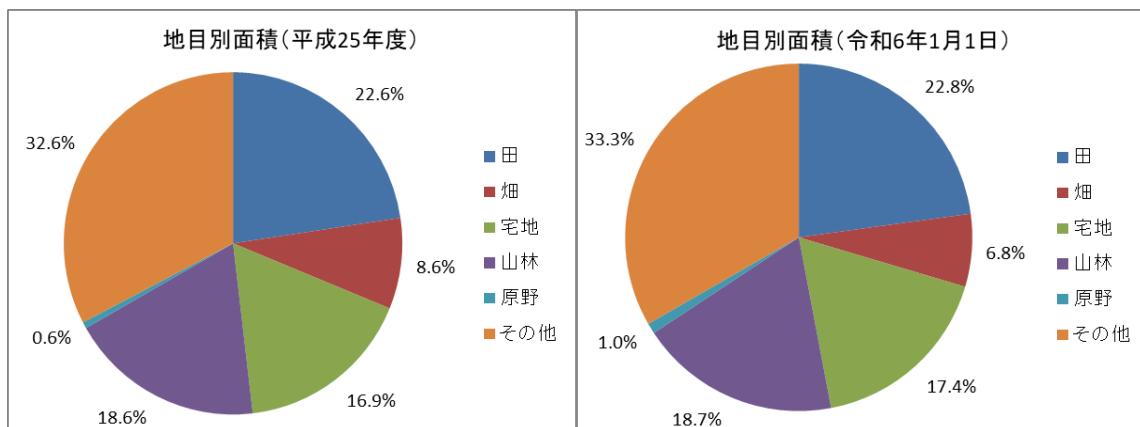
森林は、水源かん養や土砂災害防止、地球温暖化の抑制、生物多様性の保全など私たちが安全で快適な生活を送るために欠かすことのできない役割を担っています。風土としての自然という癒しだけではなく、健康増進やレクリエーションの場の提供、そして文化や教育の場としても重要な役割を果たしています。

本市には阿武隈川や五間堀川、貞山運河などの河川が流れしており、これらの河川は地域の治水や利水に重要な役割を果たしています。洪水などの水害を防ぎ、生命と財産を守るとともに、飲み水や農業・工業に利用され、地域の生活を支えています。さらに、河川は生物の生息地として生態系を維持し、美しい景観を提供することで、地域の憩いの場となっています。

農地は、食料や農産物を生産する重要な役割を果たしていますが、それだけでなく、雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂流出を防ぐ役割もあります。また、農業体験や環境教育の場として、地域の伝統文化を継承する重要な役割を果たしています。

令和6年1月1日における本市の総面積に占める山林の割合は18.7%、田及び畠の割合は29.6%になっています。一方で宅地の割合は17.4%で、この数年で徐々に増加しています。

■ 岩沼市の土地利用の推移



資料：岩沼市「岩沼市統計書」、「いわぬまミニ統計」

## 第2章 岩沼市の環境の現況と課題

■ 阿武隈川



■ 西部地区の田園



## ②生物多様性

生物多様性とは、さまざまな種類の生き物が存在し、それぞれが異なる環境で互いに違いを生かしながら、つながり調和していることをいいます。遺伝子の違いや種の違い、そして生態系の違いの3つのレベルがあります。

本市西部の丘陵部は宮城県の「高館・千貫山緑地環境保全地域」に指定されています。主にコナラ、クリといった二次林の他、アカマツ、スギといった植林地が分布しています。

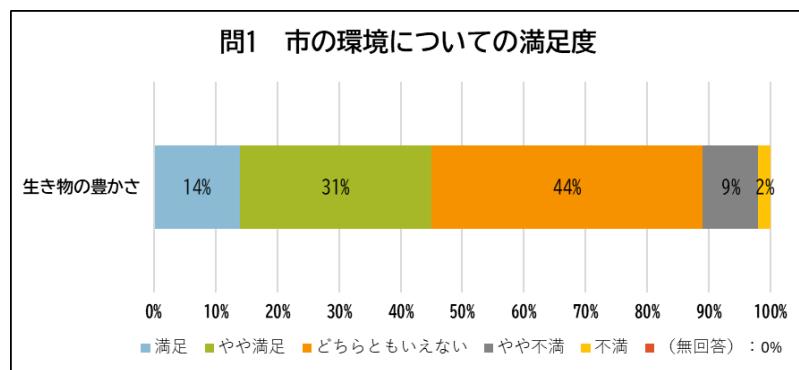
植物種としては、ナンブワチガイソウ、タコノアシ、クマガイソウなどが確認されています。生息している動物としては国の特別天然記念物であるニホンカモシカが確認されているほかトウホクサンショウウオ（両生類）やオオルリハムシ（昆虫類）といった宮城県レッドリストに指定されている貴重な動物の確認が多数報告されています。

本市において希少な野生動植物が確認できる地区・生態としては、「三色吉七ッ堤地区の池沼植物群落」があります。この地区は7つの農業用ため池群であり、県内でも他に見られない重ね堤と呼ばれる階段状に並ぶ独特な造りをしています。ここでは、ミズハコベ、キクモ、ミズニラの各群落が複合しているため、希少性が評価されています。また、イトモ、ヒルムシロ、ヒメバイカモのような絶滅危惧種も確認されています。

海岸沿いの地域は、「仙台湾海浜県自然環境保全地域」に指定されています。海岸線に沿って防潮のために植林されたクロマツ植林が帯状に分布しています。東北地方太平洋沖地震前には、生息している動物として、国の特別天然記念物であるオオタカやハヤブサが確認されています。カワウ（鳥類）、イトヨ（魚類）、ヒヌマイトトンボ（昆虫類）などのほか、モノアラガイ、コオイムシといった底生動物などの注目すべき動物が確認されています。

植物群落では、東北地方太平洋沖地震前には、仙台湾沿岸の砂浜植物群落、仙台湾沿岸の海岸林が海岸沿いに帯状に分布しており、希少な植物としては、ノウルシ、イヌセンブリ、ハマカキランなどが確認されています。なお、震災後には、生息種が激減したり、それまでいなかった生物が現れたりするなど、生態系の大きな変化が記録されていますが、少しずつ元の生態系を取り戻してきているという内容の報告が増えています。

市民アンケート調査の結果において、「生き物の豊かさ」に対する満足度を「満足」または「やや満足」と回答した人の割合が45%になっており、前回調査よりも増加傾向にあります。



※令和6年度岩沼市が行った環境に関するアンケート調査結果

## 第2章 岩沼市の環境の現況と課題

### ■ 高館・千貫山緑地環境保全地域で確認された動植物

項目	確認された主な種名
哺乳類	ニホンカモシカ、ツキノワグマ、トウホクノウサギ、ニホンリス、ホンドタヌキ、ホンドイタチ等
鳥類	イヌワシ、フクロウ、サンコウチョウ、ノスリ、アカゲラ、オナガ、ホオジロ、モズ、ヤマドリ、コグラ、ヤマガラ、シジュウカラ、ウグイス、ホトトギス、カッコウ、オオルリ、ツグミ、シメ、ベニマシコ、マヒワ等
爬虫類	—
両生類	トウホクサンショウウオ、カジカガエル等
昆虫類	アオスジカミキリ、オオルリハムシ、ホソバセセリ、ヒメギフチョウ、トラフジジミ、オオムラサキ、セセリチョウ、ヒカゲチョウ、カブトムシ、ミヤマクワガタ、アオオサムシ等
魚類	—
植物	ナンブワチガイソウ、タコノアシ、クマガイソウ、コナラ、クリ、スキ、アカマツ、クヌギ、ヤナギ等

資料：五間堀川圏域河川整備計画(平成26年12月)、宮城県HP「自然への取り組み 環境保全地域」

### ■ 仙台湾県海浜自然環境保全地域で確認された動植物

項目	確認された主な種名
哺乳類	ジネズミ、アズマモグラ等
鳥類	カワウ、チュウサギ、オオタカ、ハヤブサ、コクガン、キアシシギ、ハマシギ、ソリハシシギ、シロチドリ、メダイチドリ、ダイゼン、コアジサシ、ユリカモメ等
爬虫類	シマヘビ、アオダイショウ等
両生類	イモリ、ニホンアカガエル等
昆虫類	ヒヌマイトトンボ、マダラヤンマ、コエビガラスズメ等
魚類	メダカ、イトヨ(降海型)等
底生動物	モノアラガイ、コオイムシ等
植物	ノウルシ、イヌセンブリ、ハマカキラン、クロマツ、ハマニンニク、コウボウムギ、ハマヒルガオ、ハマニガナ、ハマボウフウ、シオクグ、シバナ、ハママツナ等

資料：五間堀川圏域河川整備計画(平成26年12月)、宮城県HP「自然への取り組み 環境保全地域」

### ■ 希少な動物（イヌワシ）



## (2) 課題

本市の自然環境における課題は、以下のとおりです。

- 森林や農地は洪水や土砂流出を防ぎ、生物多様性の保全など重要な役割を果たしています。しかし、宅地化が進むことで近年減少傾向にあります。適切な土地利用による環境保全の監視・指導を強化する必要があります。
- 森林や農地、河川には多くの動植物が生息しています。貴重な動植物も含まれており、これらの生態系を維持するために自然環境の保護・保全と環境教育の場としての活用を促進していく必要があります。

### 3. 生活環境

#### (1) 現況

##### ①大気質

大気質の向上は、市民の健康や生活環境に直結する重要な課題です。大気汚染の主な原因には、自動車の排気ガス、工場などから排出される硫黄酸化物、解体工事に伴う粉じんなどが挙げられます。近年では微小粒子状物質(PM2.5)が健康に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

生活環境を保全するために、宮城県では大気汚染防止法に基づき、環境基準の適合状況の把握や高濃度汚染の把握のため、測定局を置いて大気汚染の状況を常時監視しています。本市にも一般環境大気測定局が仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所(塩釜保健所岩沼支所)に設置されており、緊急時に備えた監視体制がとられ、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)、浮遊粒子状物質、二酸化窒素等を測定しています。また、宮城県公害防止条例に基づき、事業所の操業に伴う公害の発生防止と環境負荷の低減、環境保全活動促進を目的として、市内で操業している大規模製紙工場などと公害防止協定を県及び関係市町村が締結しており、ばい煙発生施設からの排出ガスについて大気汚染物質と悪臭の排出基準を設定し、測定などを実施することで監視に努めています。

令和元年度から令和5年度の大気汚染物質の状況をみると、二酸化硫黄、浮遊粒子物質、微小粒子状物質、二酸化窒素はすべてで環境基準を下回る値で推移しており、良好な状態を維持しています。

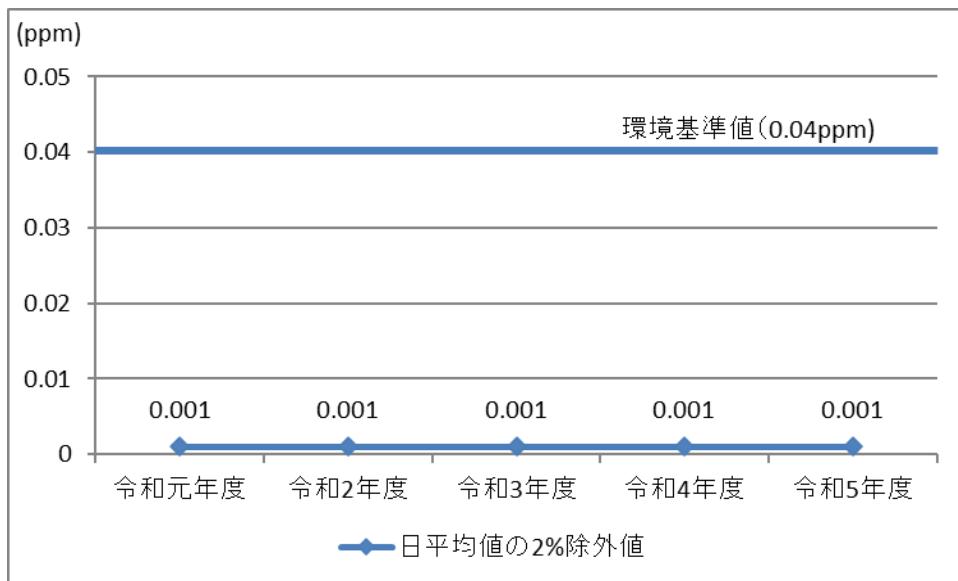
目やのどなどの粘膜を刺激し、目がチカチカする、のどが痛む等の影響を人体に及ぼすといわれる光化学オキシダントについては、昼間の1時間値の最高値に関してはいずれの期間も環境基準である0.06ppmを超えており、令和5年度は年平均で0.099ppmでした。

そのため「宮城県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、光化学オキシダント発生の予報、注意報発令時に被害を未然に防止するため、関係機関への通報及び広報活動体制の確立に努めています。(※光化学オキシダントは全国的にも達成率が低く、令和3年度のデータによる一般環境大気測定局の達成率は0.2%です。)その一方で宮城県内では、光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上となり、その状態が継続されると認められる場合に発令される光化学オキシダント注意報は、平成12年を最後に発令されておらず、対策の効果は上がってきているということも言えます。

このほか、悪臭への苦情については令和6年度に7件寄せられました。令和元年度から令和3年度は1件でしたが、令和4年度以降は増加傾向にあります。

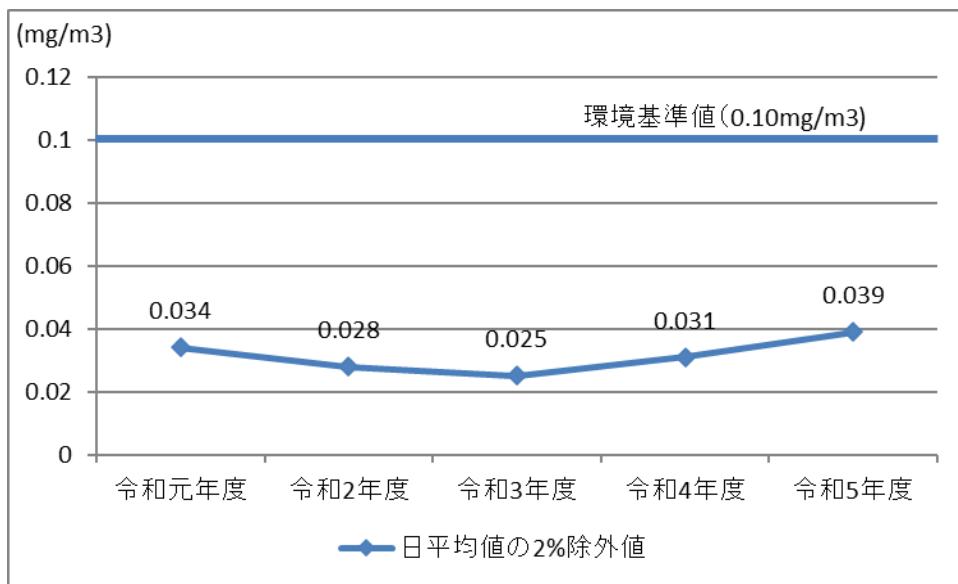
## 第2章 岩沼市の環境の現況と課題

### ■岩沼市の二酸化硫黄濃度の推移



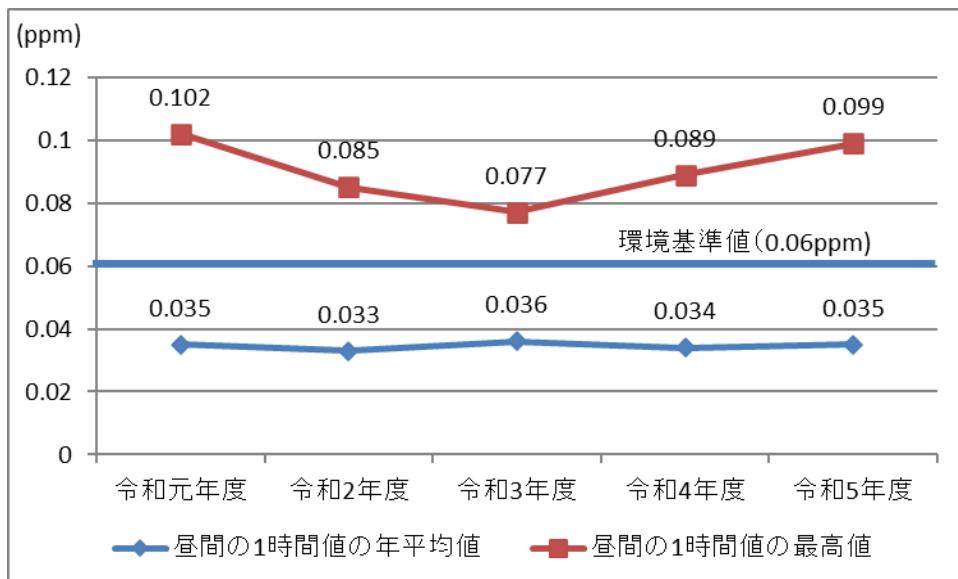
資料：宮城県「宮城県環境白書 資料編」（令和 6 年度）

### ■岩沼市の浮遊粒子状物質（SPM）濃度の推移



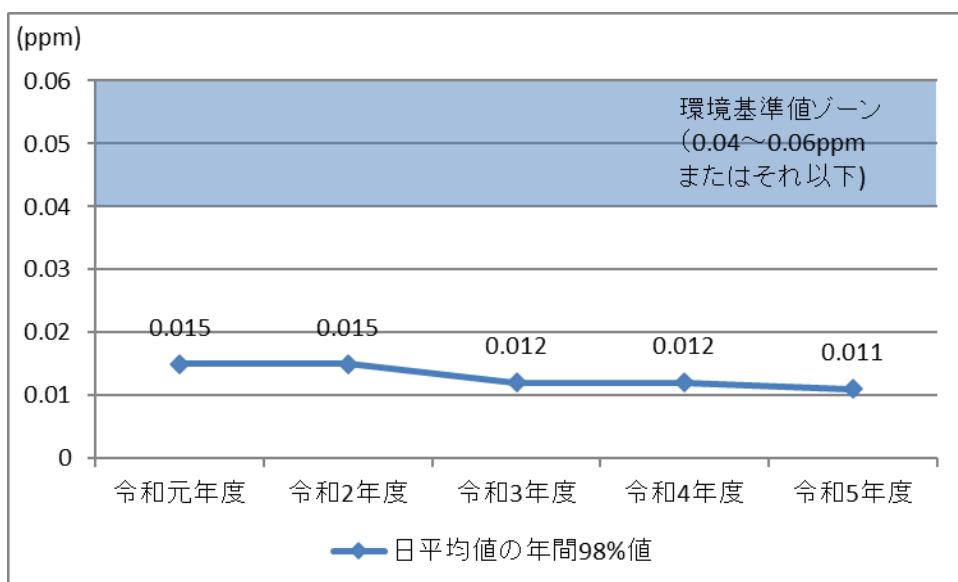
資料：宮城県「宮城県環境白書 資料編」（令和 6 年度）

## ■岩沼市の光化学オキシダント濃度の推移



資料：宮城県「宮城県環境白書 資料編」（令和 6 年度）

## ■岩沼市の二酸化窒素濃度の推移



資料：宮城県「宮城県環境白書 資料編」（令和 6 年度）

## ■岩沼市に寄せられた悪臭の苦情件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
悪臭	1	1	1	7	4	7
大気	1	4	7	0	0	2

資料：岩沼市「令和 6 年度 環境測定等結果の報告について」

## 第2章 岩沼市の環境の現況と課題

### ②騒音・振動

騒音は、日常生活に關係の深い問題で、健康や生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。特に長時間にわたり大きな音にさらされることは、身体的な不調や精神的なストレスを引き起こすことがあります。地域社会においては、騒音が住民間のトラブルの原因となることがあります。騒音の主な発生源は、工場・作業場、建設現場、自動車、鉄道、航空機及び日常生活等が挙げられます。騒音には一般環境騒音、自動車交通騒音、航空機騒音などがあり、生活環境の保全と市民の健康保護を目的として、環境基本法に基づき環境基準が地域特性に応じて定められています。

また、工場や建設作業場からの騒音については騒音規制法および宮城県公害防止条例により、特定建設作業騒音については騒音規制法により「規制基準」が定められています。道路交通騒音は、騒音規制法により「要請限度」が定められています。

振動は、騒音と並んで日常生活に關係の深い問題であり、不快感やストレスを引き起こし、精神的な健康に悪影響を及ぼします。特に夜間の振動は睡眠障害を引き起こすことがあります。

振動の主な発生源としては、工場・作業場や建設工事、自動車交通などがあります。

本市では、騒音・振動に係る特定施設の設置届出書等各種届出書を受理し、事前指導を行って公害の未然防止に努めています。また、大気汚染と同様に市内で操業している大規模製紙工場などと公害防止協定を締結しており、騒音・振動の排出基準の設定、測定など実施することで監視に努めています。

また市内の幹線道路を対象として、自動車騒音の監視と騒音レベルを評価しています。

令和5年度時点においては全部で15の評価区間があり、おおむね環境基準を達成しておりますが、国道4号の一部や仙台岩沼線、岩沼海浜緑地線の一部で基準を超えていたため、管理者と連携しつつ、計画的な測定を継続して監視に努める必要があります。

#### ■岩沼市の自動車交通騒音面の評価結果

路線名	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長(km)	道路近傍騒音レベル実測区間				評価対象住居棟戸数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			未達成戸数(戸)	未達成率			
				測定年度	環境基準類型	等価騒音レベル(dB)			全日	昼間のみ	夜間のみ					
						昼間	夜間									
一般国道4号	岩沼市南長谷	岩沼市藤浪1丁目5	2	2022	C	73	71	354	307	10	0	37	10.5%			
一般国道4号	岩沼市藤浪1丁目5	岩沼市末広2丁目1	1.2	2022	C	73	71	47	45	2	0	0	0.0%			
一般国道4号	岩沼市末広2丁目1	岩沼市相の原3丁目97	1.7	2022	C	73	71	118	110	4	0	4	3.4%			
一般国道4号	岩沼市樅橋3-19	岩沼市樅橋4-10	0.3	2022	C	73	71	9	5	4	0	0	0.0%			
一般国道6号	岩沼市阿武隈1丁目5	岩沼市藤浪2丁目6	0.3	2024	C	56	46	44	44	0	0	0	0.0%			
塙釜亘理線	岩沼市下野郷	岩沼市下野郷	0.3	2023	B	66	63	2	2	0	0	0	0.0%			
塙釜亘理線	岩沼市押分	岩沼市恵み野	0.6	2023	B	66	63	102	102	0	0	0	0.0%			
仙台空港線	岩沼市下野郷	岩沼市下野郷	2.6	2021	C	70	63	1	1	0	0	0	0.0%			
岩沼蔵王線	岩沼市相の原1丁目5-46付	岩沼市字大和139-7付近	1.4	2023	—	61	56	380	379	1	0	0	0.0%			
仙台岩沼線	岩沼市三色吉	岩沼市北長谷	0.9	2021	A	69	64	243	242	0	0	1	0.4%			
岩沼停車場線	岩沼市館下1丁目5	岩沼市中央4丁目2	1.1	2021	—	69	64	354	354	0	0	0	0.0%			
岩沼海浜緑地線	岩沼市押分	岩沼市押分	0.2	2023	A	61	56	0	0	0	0	0	—			
岩沼海浜緑地線	岩沼市押分	岩沼市恵み野	0.9	2023	A	61	56	105	105	0	0	0	0.0%			
岩沼海浜緑地線	岩沼市恵み野	岩沼市早股	0.9	2023	A	66	63	60	50	1	0	9	15.0%			
岩沼海浜緑地線	岩沼市里の杜3丁目8	岩沼市末広2丁目1	0.6	2020	A	67	64	38	38	0	0	0	0.0%			

資料：宮城県「令和5年度公害資料(騒音・振動・悪臭編)」、

岩沼市「令和6年度環境測定等結果の報告について」

本市には仙台空港が立地していますので、本市では、宮城県の調査地点の2地点を含む市内14地点での航空機騒音の測定を行っています。本市では、空港周辺の一部地域で基準値(II類型:62dB以下)が設定されておりますが、測定地点は全て基準値が設定されている地域外のため、基準の参考としてより厳しい基準値(I類型:57dB以下)を用いて評価しています。

調査地点番号	所在地	環境基準類型	航空機騒音防止法区域	調査実施期間	測定日数	Lden(dB)	環境基準(Lden)
MS-10	岩沼市下野郷字指下	—	—	R6.4.1～R7.3.31	365	48.5	—
MS-11	岩沼市恵み野	—	—	R6.4.1～R7.3.31	365	47.2	—
I-1	岩沼市梶橋	—	—	R6.4.1～R7.3.31	365	48.8	—
I-3	岩沼市朝日一丁目	—	—	R6.8.20～R6.8.26 R7.2.13～R7.2.19	7 7	43.3 44.4	—
I-4	岩沼市相の原二丁目	—	—	R6.4.1～R7.3.31	365	48.3	—
I-5	岩沼市桜二丁目	—	—	R6.8.20～R6.8.26 R7.2.13～R7.2.19	7 7	43.9 44.1	—
I-7	岩沼市下野郷字上中筋	—	—	R6.8.2～R6.8.8 R7.2.5～R7.2.11	7 7	50.0 50.1	—
I-8	岩沼市下野郷字館外	—	—	R6.7.25～R6.7.31 R7.1.28～R7.2.3	7 7	43.2 46.7	—
I-14	岩沼市下野郷字出雲屋敷	—	—	R6.4.1～R7.3.31	365	55.2	—
I-15	岩沼市末広二丁目	—	—	R6.4.1～R7.3.31	365	48.1	—
I-16	岩沼市下野郷字長塚	—	—	R6.8.2～R6.8.8 R7.2.5～R7.2.11	7 7	48.0 49.5	—
I-21	岩沼市恵み野二丁目	—	—	R6.7.25～R6.7.31 R7.1.28～R7.2.3	7 7	45.8 48.4	—
I-23	岩沼市小川字冠木	—	—	R6.4.1～R7.3.31	365	47.4	—
臨時	岩沼市志賀字八幡	—	—	R6.5.2～R6.5.8 R6.9.3～R6.9.9 R6.11.12～R6.11.18 R7.2.21～R7.2.27	7 7 7 7	46.3 43.9 45.3 43.5	—

資料：岩沼市「令和6年度環境測定等結果の報告について」

(参考)航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

### ■仙台空港周辺航空機騒音測定地点



資料：宮城県「令和5年度公害資料（騒音・振動・悪臭編）」

## 第2章 岩沼市の環境の現況と課題

### ③水環境

宮城県では、河川の水質を保全するために、生活環境の保全に関する環境基準を設定し、各河川に対して類型指定を行っています。これにより、河川の利用目的や水質の現状に応じた適切な管理が行われています。

岩沼市内においては、阿武隈川の下流部がA類型に、五間堀川がC類型にそれぞれ指定されています。これらの類型指定は、河川の水質を適切に管理し、地域住民の生活環境を保全するために行われています。各河川の利用目的に応じた水質基準を設定することで、飲料水の安全性やレクリエーションの快適性を確保し、農業や工業の発展を支援しています。

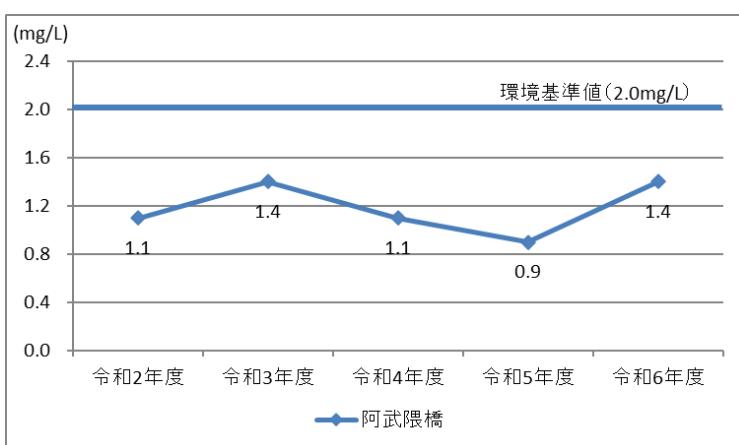
阿武隈川及び五間堀川ともに、BODの値が環境基準値内であり、良好な値ではありますが、今後も監視を続け、状況を把握する必要があります。

公共用水域については、宮城県が水質の常時監視を行うこととされていますが、県の測定する環境基準点に対して、本市でも補助測定点等の測定を行い、水質汚濁の防止に向け監視に努めています。また、公害防止協定を締結している市内の工場に対しては、工場排水の水質に排水基準を設定し、排水測定などを実施することで監視に努めています。

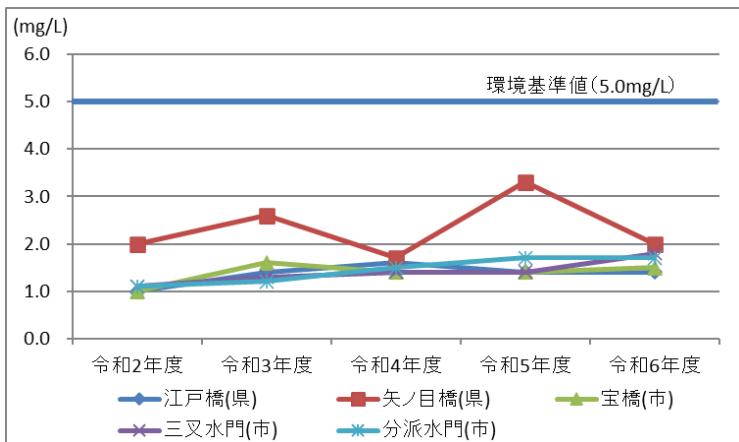
(参考) 生活環境の保全  
に関する環境基準

項目 類型	生物化学的 酸素要求量 (BOD)
A	2mg/L 以下
C	5mg/L 以下

#### ■阿武隈川（A類型）の生物化学的酸素要求量（BOD）の推移



#### ■五間堀川（C類型）の生物化学的酸素要求量（BOD）の推移



資料：岩沼市生活環境課資料

■ 五間堀川



■ 貞山運河



## 第2章 岩沼市の環境の現況と課題

### ④その他の生活環境

化学物質の製造や廃棄物を焼却する際の非意図的に生成されるダイオキシン類は、難分解性の物質とされております。宮城県ではダイオキシン類のモニタリング調査をしており、本市においては、公共用海域（水質・底質）について調査しています。測定結果は、阿武隈川下流及び五間堀川ともに環境基準を達成しています。

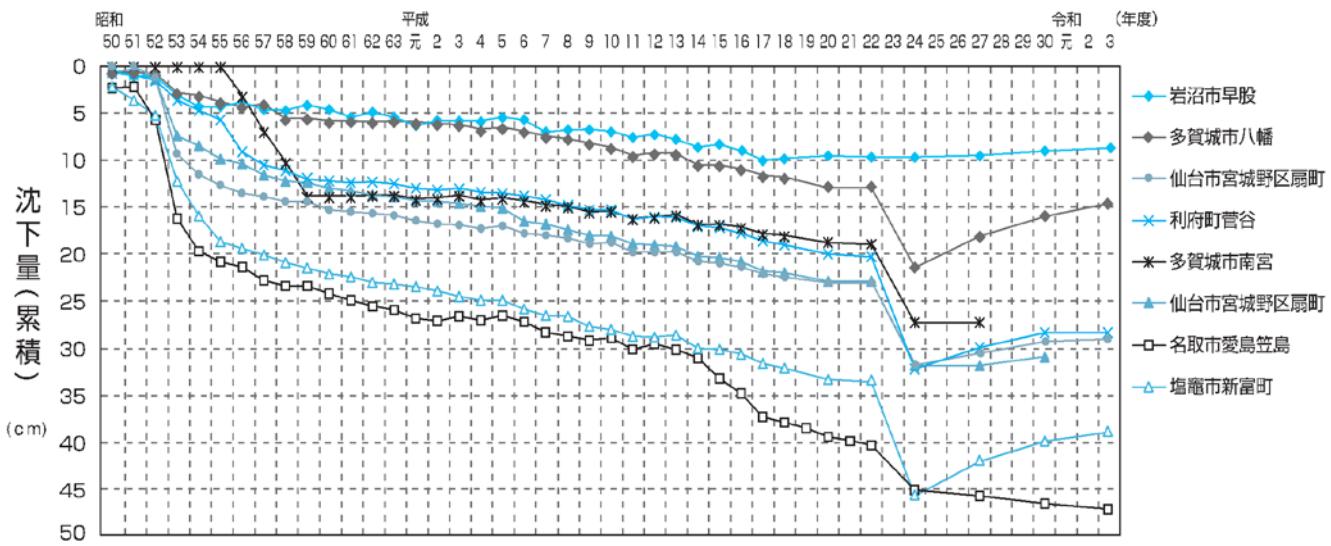
#### ■岩沼市のダイオキシン類測定（水質・底質）結果（令和5年度）

水域名	地点名	ダイオキシン類濃度	
		水質(pg-TEQ/L)	底質(pg-TEQ/g)
阿武隈川下流	岩沼（阿武隈川）	0.091	1.0
五間堀川	矢ノ目橋	0.69	24
環境基準		1以下	150以下

資料：宮城県「宮城県環境白書 資料編」（令和6年版）

また、宮城県では、水準測量を隔年実施しており、本市でも地盤沈下の可能性について水準測量を経年観測していますが、他市町と比較して変化量は少なく、安定していると言えます。

#### ■仙台平野地域の主要水準点変動量



資料：宮城県「宮城県環境白書」（令和6年版）

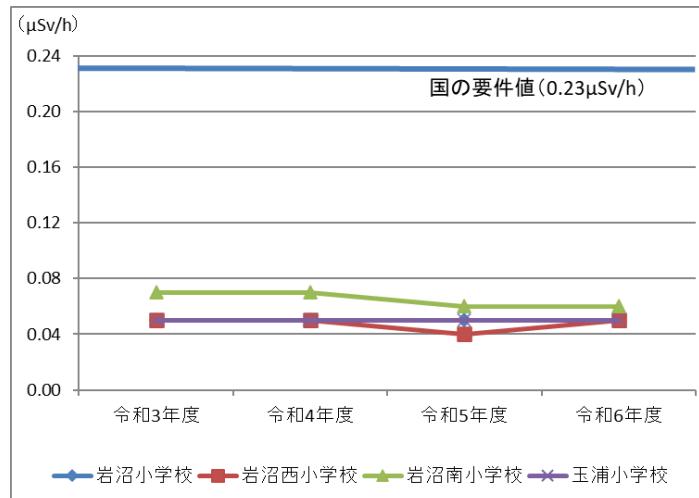
#### ■岩沼市の水準測量結果

水準点所在地	水準測量結果						昭和49年度からの累計沈下量	備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
岩沼市寺島字土手外	5.2	-	-	2.1	-	-	-88	H24亡失H27仮点
岩沼市中央一丁目	-1.1	-	-	6.5	-	-	-92	

資料：宮城県「宮城県環境白書 資料編」（令和6年版）

空間放射線量率については安全なレベルになっており、毎年行ってきていた給食の放射能測定は令和5年度で終了しています。また市民アンケート調査による結果においても、環境に関する関心のあるテーマを尋ねた前回の平成27年度アンケート結果では、関心の高さが2位であったのに比べ、今回令和6年度実施の同じ問では16位と、関心が低くなっています。

#### ■ 岩沼市の空間放射線量率測定結果の推移



資料：岩沼市ホームページ

#### ■ 岩沼市の食品等の放射能測定結果

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	測定件数	基準値超過件数	測定件数	基準値超過件数	測定件数	基準値超過件数	測定件数	基準値超過件数
一般食品	1	0	1	0	6	0	5	0
小中学校給食	24	0	16	0	16	0	—	—
保育所(園)給食	9	0	6	0	6	0	—	—

資料：岩沼市生活環境課資料

## (2) 課題

本市の生活環境における課題は、以下のとおりです。

- 大気質や騒音・振動、水質などについては、おおむね環境基準を達成しており、良好な状態にありますが、今後も県との連携を深めて監視していく必要があります。
- 地盤沈下については、これまで大きな地盤の変動は見られませんが、長期的な監視を継続し、状況の把握に努める必要があります。

### 4. 資源循環

#### (1) 現況

##### ①廃棄物

廃棄物の管理は、地球環境保護において重要な課題です。廃棄物の適切な処理とリサイクルは、資源の有効利用と環境負荷の軽減に寄与します。

本市は、廃棄物の減量化とリサイクルの推進に力を入れており、一般廃棄物の処理に関して「岩沼市一般廃棄物処理実施計画」を策定し、廃棄物の適正処理を進めています。市内で発生する一般廃棄物は、名取市、亘理町、山元町と共同で広域処理を行っており、効率的な廃棄物処理体制を整えています。

2016年に「岩沼東部環境センターぽぽか」の稼働が開始されました。焼却炉を用いて廃棄物を処理し、その過程で発生する熱エネルギーを電力に変換して利用しています。余剰電力は売電され、地域のエネルギー供給にも貢献しています。

また、家庭から出るごみの減量化に関する取り組みの一環として、家庭などで眠っている食品を持ち寄り、フードバンク団体へ寄付するフードドライブ事業を実施しました。当初、市の取り組みとして実施しましたが、事業所にも広がり、スーパーやコンビニエンスストアでも食品の回収を行っています。これらの事業所では通年回収を行っています。

#### ■岩沼市東部環境センター ぽぽか概要

項目	内容
住所	岩沼市下野郷字新藤曾根1-1
敷地面積	37,978.39 m <sup>2</sup>
熱回収施設 ストーカー式焼却炉 施設規模 157t/日(78.5t/24h×2炉)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス処理設備 ろ過式集じん器、有害ガス除去設備他</li> <li>・飛灰処理設備 重金属類溶出防止処理</li> <li>・余熱利用設備 ボイラ、ロードヒーティング設備、場内給湯設備、蒸気タービン発電機(発電出力 1,990kW)</li> </ul>
リサイクル施設	施設規模 22.9t/5h
総事業費	11,024,850 千円(インフレスライド 561,600 千円含む)
稼働開始日	平成28年(2016)4月

資料：亘理名取共立衛生処理組合ホームページ

## ■ フードドライブ事業

令和 5 年春実施（4 月 14 日～5 月 14 日）

協力者	回収品目	回収量(kg)
ヨークベニマル岩沼店	インスタント食品、レトルト	1.00
ヨークベニマル岩沼西店	そば・うどん類、アルファ米、インスタント食品、レトルト、調味料、飲料、お菓子類、缶詰	21.50
いわぬま市民交流プラザ	そば・うどん類、インスタント食品、調味料、飲料、お菓子類、その他	15.85
フーズガーデン玉浦食彩館	米、そば・うどん類、インスタント食品、レトルト、調味料、飲料、お菓子類、その他	45.30
岩沼市役所	グラニュー糖、きな粉、オリゴ糖、缶詰、プラチゲ箱、インスタント食品、飲料、お菓子類、その他	8.85

令和 5 年秋実施（10 月 18 日～11 月 20 日）

協力者	回収品目	回収量(kg)
ヨークベニマル岩沼店	米、そば・うどん類、パスタ類、パックご飯、インスタント食品、缶詰、レトルト、乾物、調味料、飲料、お菓子類、その他	66.10
ヨークベニマル岩沼西店	米、そば・うどん類、パスタ類、パックご飯、インスタント食品、缶詰、レトルト、乾物、調味料、飲料、お菓子類、その他	172.40
岩沼社会福祉協議会	そば・うどん類、缶詰、レトルト、調味料、飲料	23.16
いわぬま市民交流プラザ	飲料	3.70
フーズガーデン玉浦食彩館	そば・うどん類、レトルト、乾物、調味料、お菓子類、その他	6.30

令和 6 年秋実施（10 月 1 日～10 月 31 日）

協力者	回収品目	回収量(kg)
いわぬま市民交流プラザ	米、缶詰、レトルト、飲料、お菓子類	70.40
フーズガーデン玉浦食彩館	調味料	0.20
岩沼市役所	そば・うどん類、レトルト、調味料、飲料、米、インスタント食品、お菓子類、その他	36.00

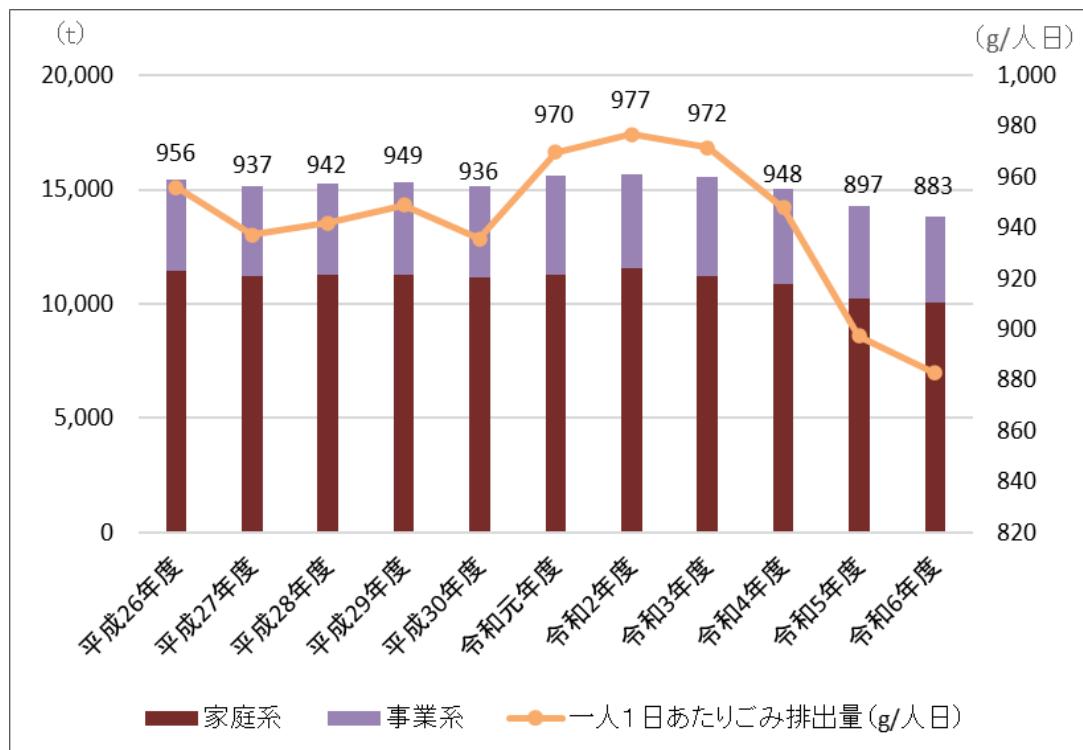
資料：岩沼市生活環境課資料

## 第2章 岩沼市の環境の現況と課題

### ■ 岩沼市東部環境センター ばばか



### ■ 岩沼市のごみ排出量の推移



資料：岩沼市生活環境課資料、「岩沼市統計書」、「いわぬまミニ統計」

### ■ 岩沼市が行っている生ごみ処理容器等設置補助件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助件数	12	19	27	15	17	29

資料：岩沼市生活環境課資料

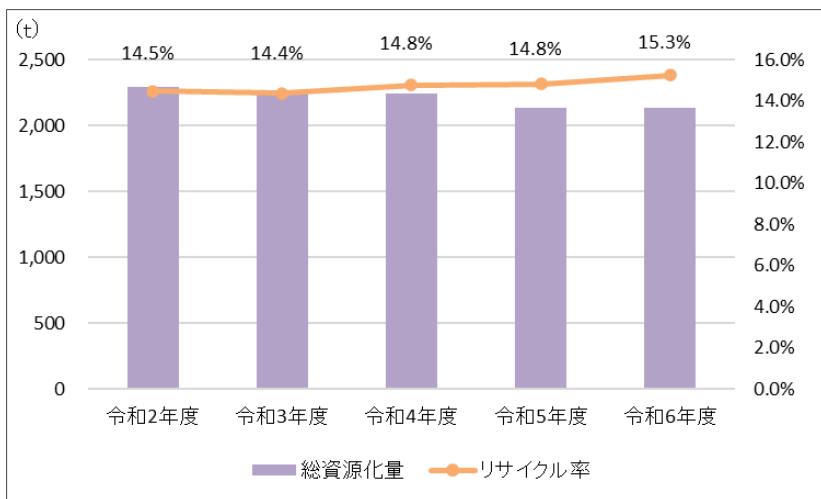
## ②リサイクル

資源を大切に使うための考え方としては「3R（リデュース、リユース、リサイクル）」が知られていますが、これを発展させ、資源を効率的に循環させ、持続可能な社会をつくるとともに経済的な成長もめざす「循環経済（サーキュラーエコノミー）」を目指す必要があります。

ごみの排出量が年々減少している中、総資源化量も減少していますが、令和6年度のリサイクル率は15.3%と、横ばいから微増で推移しています。

私たちの身の回りの小型家電には、希少な金属資源が多く含まれています。これらの金属資源は「都市鉱山」と呼ばれ、リサイクル可能な貴重な資源として注目されています。本市では、循環型社会推進のため、家庭で不用になった小型家電を回収しています。

### ■岩沼市の総資源化量とリサイクル率の推移



	(単位:t)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
集団回収量	151.14	151.10	172.06	154.71	138.69
総資源化量	2,296	2,255	2,246	2,134	2,133
ごみ総排出量	15,848	15,676	15,217	14,406	13,980
リサイクル率	14.5%	14.4%	14.8%	14.8%	15.3%

資料：岩沼市生活環境課資料

### ■小型家電機器回収実績

	(単位:kg)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
PC(本体・ノート・モニター)	2,131	59	0	4,275	2,284
携帯電話(スマートフォン含む)	41	15	20	126	65
タブレット	10	3	11	53	29
その他小型電子機器	—	71	73	2,726	2,261
合計	2,182	148	104	7,180	4,639

※小型家電無料回収イベントを令和2年度は1回、令和3・4年度は0回、令和5・6年度は2回実施

資料：岩沼市生活環境課資料

### (2) 課題

本市の資源循環における課題は、以下のとおりです。

- ごみの排出量は減少しており、一人 1 日あたりの排出量についても大幅に減少しています。背景や事情を把握し、引き続きごみ排出量の減量化を推進していく必要があります。
- リサイクル率が横ばいから微増へと推移しているなかで、引き続き、持続可能な社会、資源の枯渇防止、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行などに向けてリサイクルのさらなる推進が非常に重要であるとともに、集団回収の取り組みや 3R の普及・啓発活動を行うなど、活動の更なる活性化が必要です。

## 5. 地球環境

### (1) 現況

#### ① 地球温暖化

地球温暖化は、地球規模での気候変動を引き起こし、自然環境や人々の生活に深刻な影響を及ぼします。主な原因は、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>) やメタン(CH<sub>4</sub>)などの温室効果ガスの増加です。特に産業革命以降、温室効果ガスの排出量は急増し、地球温暖化を加速させています。

地球温暖化の影響は、海面上昇や異常気象の頻発、生態系の変化など多岐にわたります。海面上昇は、氷河や極地の氷が溶けることで引き起こされ、沿岸地域や島々の浸水リスクを高めます。また、異常気象の増加は、干ばつや洪水、台風の強力化などを引き起こし、農作物の生産や人々の生活に大きな影響を与えます。

宮城県では、「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」を策定し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指しています。この戦略では、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進、地域資源を活用した地球温暖化対策が進められています。また、県内の温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な施策も実施されています。

本市では、2021年に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています。2024年に「岩沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で46.2%削減する目標を掲げています。この計画では、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入、循環型社会の形成、エネルギー・環境に関する教育・学習の推進などが具体的な施策として挙げられています。

これらを具現化した取り組みとしては、住宅用太陽光発電システムや定置用蓄電池などの設置者へ補助金を交付する制度の創設や、マイカー利用からの転換を促す公共交通機関として、市民バス・デマンドタクシー・A I乗合バスを導入するとともに、EV（電気自動車）やV2Hの導入の推進を行っています。

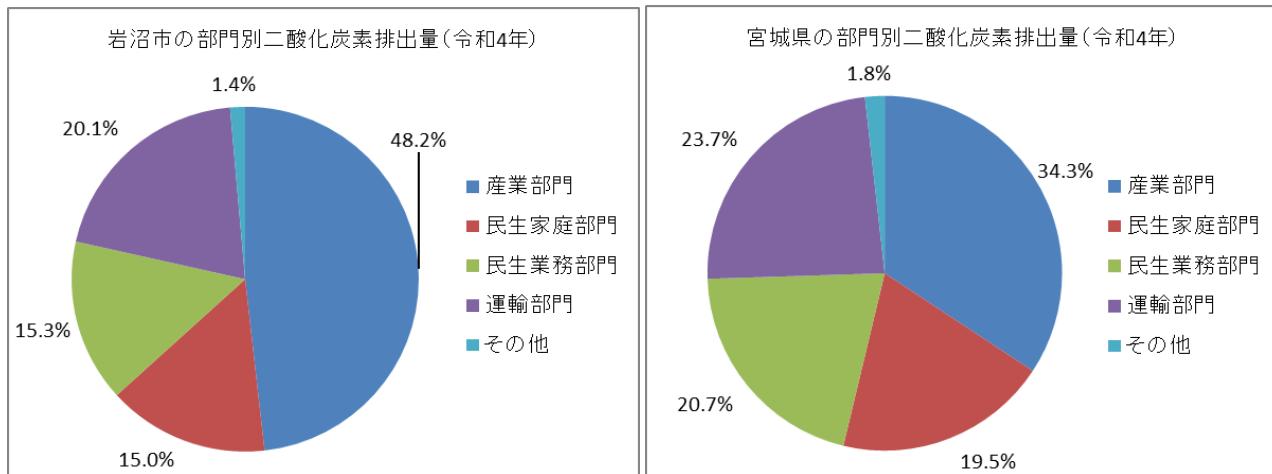
#### ■ 岩沼市の二酸化炭素排出量の推移



資料：岩沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

## 第2章 岩沼市の環境の現況と課題

### ■岩沼市と宮城県の部門別二酸化炭素排出量の比較



資料：環境省 HP 「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト  
策定・実施ツール（区域施策編）～自治体排出量カルテ～」

### ■市民バス・デマンドタクシー・AI 乗合バス乗客数の推移

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民バス	121,111	132,627	141,793	121,983
デマンドタクシー	2,710	2,924	3,264	6,962
AI乗合バス	-	-	153	10,422
計	123,821	135,551	145,210	139,367

※令和6年度からは、市民バスからスクールバス機能を分離している。

資料：岩沼市生活環境課資料

## ②エネルギー

地球環境におけるエネルギー問題は、化石燃料への依存が主な原因となっています。化石燃料の燃焼により排出される二酸化炭素は、地球温暖化の主要な原因であり、異常気象や海面上昇などの深刻な影響をもたらしています。また化石燃料は有限の資源であり、資源枯渇のリスクも高まっています。そのため再生可能エネルギーの普及などにより、持続可能なエネルギー供給に努めていく必要があります。

本市の電力使用量は、平成30年度以降、後半は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年度までに大幅に減少しました。しかしその後の経済活動の回復のほか、気候変動による冷暖房需要の増加やAIなどのデジタル社会への進展の影響に伴い、令和4年度から増加が見られます。そして、今後は電化の進展によるエネルギー消費量中の電力割合が、現在よりもさらに高まることが想定されます。しかし、その電力の二酸化炭素排出係数※の低減効果により、電力割合は増加しても、二酸化炭素排出量は削減されるものと考えられます。

本市は、再生可能エネルギーの導入促進を重要な施策の一つとしています。市内の住宅や公共施設に太陽光発電システムを導入し、地域全体でのエネルギー自給率を向上させる取り組みを進めています。

※電力の二酸化炭素排出係数：1 kWhを発電するために排出される温室効果ガス排出量を、二酸化炭素の排出量として表した値。

### ■岩沼市の電力使用量の推移



資料：環境省 HP 「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

策定・実施ツール（区域施策編）～自治体排出量カルテ～」

## 第2章 岩沼市の環境の現況と課題

### ■ 岩沼市が行っている脱炭素推進設備導入補助件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
太陽光発電	42	34	37	38	38
蓄電池	-	-	47	63	59
EV車	-	-	-	-	2
V2H	-	-	-	-	0
エコキュート・エネファーム	-	-	-	-	16

- ・令和4年度から蓄電池も対象
- ・令和6年度からEV車、V2H、エコキュート・エネファームも対象

資料：岩沼市生活環境課資料

### ■ みやぎ環境交付金を活用した事業実績の推移

#### ○学校施設等環境配慮型照明器具改修事業

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
環境配慮型 照明数	45	42	59	252	281	268
累計数	144	186	245	497	778	1046

#### ○公共用施設等環境配慮型照明器具改修事業(平成23年度～平成28年度)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
環境配慮型 蛍光灯数	772	584	763	832	714	110
累計数	772	1,356	2,119	2,951	3,665	3,775

#### ○公園等屋外照明改修事業(平成23年度～平成27年度)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
街路灯数	24	18	13	16	18
累計数	24	42	55	71	89

資料：岩沼市生活環境課資料

### ■ 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業を活用した事業実績

施設名	太陽光発電設備容量
岩沼市役所庁舎	20.16 kW
保健センター	10.08 kW
岩沼市民会館	40.32 kW
総合体育館	10.08 kW

資料：岩沼市生活環境課資料

## (2) 課題

本市の地球環境における課題は、以下のとおりです。

- 本市から排出される二酸化炭素の量は減少傾向にあるものの、「ゼロカーボンシティ」に向けて再生可能エネルギーの普及など、より一層低炭素でエネルギーの自給が可能なまちづくりを進める必要があります。
- 公共施設や未利用地への再生可能エネルギーの導入について調査、検討や新技術の利用促進をしていく必要があります。
- 都市機能の集約化や市民バス、デマンドタクシー、令和6年3月より新たに導入をしたAI乗合バスなどの公共交通機関の利用促進、マイカーの利用抑制などにより、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが必要です。

### 6. 市民・事業者の活動

#### (1) 現況

##### ①環境教育・環境学習

環境教育・環境学習は、日常生活が環境に与える影響を理解し、環境保全に向けて主体的に行動できる人材を育成するための重要な取り組みです。地球規模での環境保全に努めていく必要があるなかで、それを地域の活動から支えるため、本市においても、子どもから大人まであらゆる世代を対象とし、世代間の協力を促進していくことで人材を育成することが重要です。

本市では、市民団体との共催でエコバッギイベント事業や6月の環境月間に合わせて岩沼市図書館展示コーナーにて環境に関する本の特集を行うなど、環境について考える場の提供をしてきましたり、阿武隈川流域の22市町村で組織する阿武隈川サミットでは「阿武隈川源流探検」や「舟にのって学ぶ阿武隈川」、阿武隈川水系・名取川水系水質汚濁対策連絡協議会では「川をきれいにするポスターの募集」などを、河川環境保護や水環境の大切さを理解していただくために行ってきました。

##### ②環境保全活動

環境問題は多岐にわたり、未来の世代に良い環境を残すためには、市・市民・事業者といったあらゆる関係者が普段から環境に配慮した生活や事業活動を行い、継続的に環境への負荷を減らしていく必要があります。

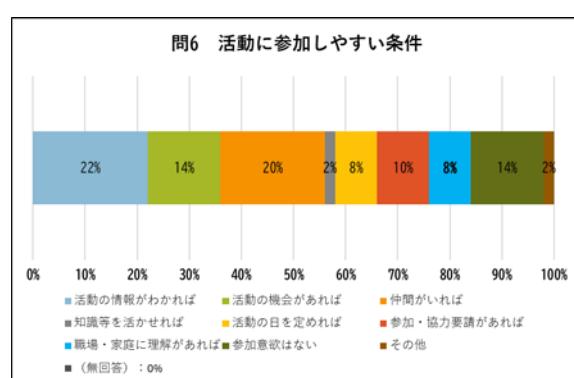
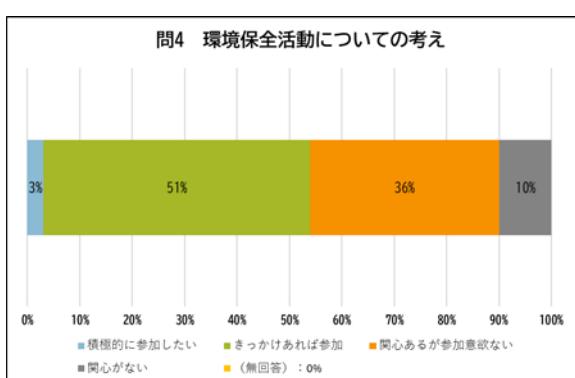
本市では、毎年6月の環境月間及び6月のごみ減量・リサイクル推進週間中と、9月の環境衛生週間中の年2回、「早朝クリーン岩沼市民一斉清掃の日」を実施しています。新型コロナウィルス感染症の流行により中止や参加人数が減少した年がありましたが、徐々に流行前の参加者数まで戻りつつあります。

#### ■ 「早朝クリーンいわぬま市民一斉清掃の日」 参加者数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
春	4,736	2,689	3,557	4,271	4,263	4,676
秋	3,983	3,094	—	—	3,429	3,997
合計	8,719	5,783	3,557	4,271	7,692	8,673

※令和3年度秋及び令和4年度秋の早朝クリーンは新型コロナウィルス感染症の流行により中止

資料：岩沼市生活環境課資料



※令和6年度岩沼市が行った環境に関するアンケート調査結果

## (2) 課題

本市の市民・事業者の活動における課題は、以下のとおりです。

- 様々な環境問題が深刻化する中、市民・事業者それぞれが環境問題についてさらに学習して理解を深め、協力して環境保全活動を推進していく必要があります。
- 環境保全活動団体の会員の高齢化が進み、活発な活動が困難になり、活動を取りやめる団体も出てきています。各団体への支援と将来の担い手の育成が求められます。
- 市民アンケート調査より、環境保全活動について「きっかけがあれば参加したい」と考えている市民が多いことが分かりました。情報提供や活動の機会を提供することが必要です。



## **第3章 本計画が目指す姿**

## 第3章 本計画が目指す姿

### 1. 岩沼市が目指す環境像と基本目標

#### (1) 環境像と取り組みの姿勢の設定

岩沼市環境基本条例の前文では、本市が目指す環境像を以下のように掲げています。

#### 恵み豊かな環境を持続的に享受できるまち

岩沼市環境基本条例第3条の基本理念と環境像の実現に向けた取り組みの姿勢として、

#### 人と自然が共に生きる 持続可能なまちを未来につなぐ

を掲げ、市・市民・事業者がその達成に向けて、それぞれの役割分担と協力・連携を進めていくこととします。

「人と自然が共に生きる」には、自然環境と人間の暮らしが、調和しながら共存していくという考え方を示しています。

「持続可能なまち」には、限りある資源を大切にし、環境への負荷を抑えながら、将来にわたくって安心・快適に暮らせる地域社会を築くという、持続可能な発展の方向性を示しています。

「未来へつなぐ」には、今の世代が享受している良好な環境を、次の世代へ責任を持って引き継いでいくという、市・市民・事業者の共通の使命を表現しています。

また、環境像の下に目指すべき基本目標を次のとおり設定します。

#### ■ 本計画の基本目標

- 1 魅力ある都市空間の形成
- 2 生物多様性と自然環境の保全
- 3 快適で安全な生活環境の保全
- 4 循環型社会の推進
- 5 脱炭素社会の実現
- 6 協働による環境共生社会の推進

## (2) 基本目標の考え方

### ① 魅力ある都市空間の形成

本市には、地域に根ざした緑や水辺、美しい景観、歴史的・文化的資源など、貴重な地域資源が存在し、暮らしに潤いと安らぎをもたらしています。

東日本大震災後に整備された「千年希望の丘」は、緑のネットワークとして機能し、森林づくりや植樹活動が継続されているなど、身近な緑の保全や管理、活用が期待されます。

また、市民アンケートでは神社や名所を将来に残したい資源として挙げる声が多く、これらの神社仏閣などの名所を活用し、地域の魅力向上及び快適な住環境の形成に努めていく必要があります。

このため、目指す基本目標の一つとして「魅力ある都市空間の形成」を掲げます。

### ② 生物多様性と自然環境の保全

本市には、森林や河川、農地など多様な自然環境が存在し、そこには多くの動植物が生息・生育しています。しかし、都市化や土地利用の変化などにより、これらの自然環境は少しづつ減少し、生物多様性の損失が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、私たちは地域の自然環境を適切に保護・保全し、生物多様性を守る取り組みを進めていく必要があります。自然との共生を意識した暮らしや地域づくりを通じて、未来の世代にも豊かな自然を引き継いでいくことが求められます。

このため、目指す基本目標の一つとして「生物多様性と自然環境の保全」を掲げます。

### ③ 快適で安全な生活環境の保全

大気や水の質、騒音や悪臭などの生活環境は、市民の健康はもとより安心で快適な暮らしを支える基盤であり、その質が良好に保たれていることは、極めて重要です。

本市においては、これまでの施策により、生活環境はおおむね良好に維持されていますが、今後もこの良好な状態を堅持していくためには、弛まぬ努力が不可欠です。

とりわけ、工場や事業所などに対する適切な監視及び指導は継続的に実施していく必要があります。

このため、目指す基本目標の一つとして「快適で安全な生活環境の保全」を掲げます。

### ④ 循環型社会の推進

限りある資源を有効に活用し、廃棄物の発生を抑え、再使用・再生利用を促進する「循環型社会」の推進は、持続可能な社会の実現に向けた重要な課題です。大量生産・大量消費・大量廃棄の社会からの転換を図り、資源を循環させる仕組みを地域全体で広げていくことが求められています。

本市では、ごみの分別やりサイクルの推進、食品ロスの削減、再生可能資源の活用など、さまざまな施策を進めてきました。市民の協力により、一定の成果が見られる一方で、ごみの減

## 第3章 本計画が目指す姿

量や資源の有効活用に向けたさらなる工夫と行動が必要です。

今後は、3R の徹底に加え、地域資源を生かした循環の仕組みづくりや、環境への負荷を最小限に抑え、時代に合った循環型社会の推進が求められます。

このため、目指す基本目標の一つとして「循環型社会の推進」を掲げます。

### ⑤脱炭素社会の実現

地球温暖化をはじめとする気候変動は、猛暑や豪雨、台風被害の激甚化、海面上昇など、私たちの暮らしや地域社会に深刻な影響を及ぼしています。これらの影響を抑え、将来世代に安全で持続可能な環境を引き継ぐためには、温室効果ガスの排出を大幅に削減し、「脱炭素社会」を実現することが不可欠です。

本市では、2023年（令和5年）3月に岩沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めています。

行政がリーダーシップを発揮して施策の推進に取り組むとともに、市民及び事業者が主体性を持ち地球温暖化対策に関する情報の共有や連携を図りつつ、持続可能な脱炭素社会の実現が求められます。

このため、目指す基本目標の一つとして「脱炭素社会の実現」を掲げます。

### ⑥協働による環境共生社会の推進

様々な環境問題を解決していくには、市民一人ひとりが環境に対する意識を高め、主体的に行動することが必要です。そのためには、市・市民・事業者など多様な主体が協働し、環境教育や啓発活動を通じて理解を深める取り組みが求められます。

本市では、これまで地域の清掃活動や環境学習、自然保護活動など、さまざまな取り組みを行ってきました。こうした活動は、地域の環境を守るだけでなく、環境への意識を高め、地域のつながりを深める大切な機会となっています。

地域全体で課題を共有し、役割を分担しながら共に取り組む「協働」の姿勢が、今後ますます求められます。

このため、目指す基本目標の一つとして「協働による環境共生社会の推進」を掲げます。

## 2. 計画の構成

本計画の構成は、次ページに示すとおりです。

「目指す環境像」の下に「取り組みの姿勢」、「基本目標」、「環境分野」を置き、次章以降で環境指標、市の施策、市民・事業者の取り組みという流れで構成します。

目指す環境像：恵み豊かな環境を持続的に享受できるまち

取り組みの姿勢

基本目標

環境分野

人と自然が共に生きる 持続可能なまちを未来につなぐ

1. 魅力ある  
都市空間の形成

身近な縁

景観

歴史・文化

2. 生物多様性と  
自然環境の保全

森林・農地・河川

生物多様性

3. 快適で安全な  
生活環境の保全

大気質

騒音・振動

水環境

その他の生活環境

4. 循環型社会の推進

廃棄物

リサイクル

5. 脱炭素社会の実現

地球温暖化

エネルギー

6. 協働による  
環境共生社会の推進

環境教育・環境学習

環境保全活動

## 施策・取り組みの方向性

## 貢献するSDGs

- 公園緑地などの計画的な整備、緑化の推進や維持管理
- 地域の緑化活動への支援、身近な緑を活かしたまちづくり推進
- 田園風景や歴史を感じさせる町並みなどの魅力的な景観の保全
- 開発や屋外広告物への適切な指導による良好な景観の形成
- 地域の重要な歴史的・文化的遺産の保存
- 伝統行事への参加などを通じた歴史・文化にふれる機会の創出



- 環境保全型農業や地場産品活用などによる持続可能な環境づくり
- 河川の水質汚濁の対策実施などによる自然環境保全の推進
- 多様な生物が生息・生育する空間の確保
- 地域ぐるみで自然との共生を目指した意識啓発や情報提供
- 発生源への監視・指導の強化による大気環境の保全
- 環境配慮型運転の啓発を進め、自動車交通による大気汚染の防止
- 騒音や振動の定期的な調査や事業所などへの監視・指導
- モラルの普及・啓発及び対応方針に関する助言
- 排水の仕方に関する正しい理解と意識の啓発
- 下水道施設などの整備や適正管理、農薬などの流出への対策
- 環境汚染の監視や情報収集
- ペットのふんの適正処理などの飼育ルールやマナーの普及・啓発



- 廃棄物問題の適正処理によるごみの減量化・資源化の促進
- 市・市民・事業者の連携による不法投棄などの監視の強化
- 地域の集団資源回収への支援
- 市民・事業者による3R運動の普及・啓発



- エネルギー利用の見直し
- 市民バスなどの利便性向上による公共交通の利用促進
- 省エネルギーと再生可能エネルギーの導入の推進
- 新技術や温暖化対策に関する情報発信



- 多様な場やメディアによる情報発信
- 協働による環境共生社会の推進
- 市・市民・事業者と協力・交流する中での情報交換や意見共有
- 活動リーダーやボランティアの育成への支援





## **第4章 施策の展開**

### 1. 魅力ある都市空間の形成

#### 【環境指標】

「魅力ある都市空間の形成」の達成に向けた環境指標を、次のとおり設定します。

##### ○都市公園面積 **83.95ha** [維持]

[基準値 令和6年度：83.95ha] (宮城県管理の広域公園は含まない)

##### ○修繕や除去等の改善が行われた空家等の棟数 **9棟** [増加]

[基準値 令和6年度：7棟]

#### (1) 身近な緑

公園緑地などの計画的な整備や、道路、学校などの公共施設の緑化を図り、維持管理に努めます。市民・事業者の緑化活動への支援を通じて、身近な緑を活かしたまちづくりを推進します。

##### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

＜施策の方針＞

施策の方針	担当
市が管理する道路・公園や学校施設のような公共施設における緑の整備、維持・管理に努めます。	土木課／都市施設課／学校教育課／財政課
市民・事業者が取り組みやすい緑化のための支援や情報提供を行い、花や緑のあるまちづくりを推進します。	生活環境課
企業立地に伴う緑化等の環境保全の指導に努めます。	都市政策課／産業振興課

##### ②市民に求められる取り組みの例

- ・公園や緑地など身近な緑を大切にします。
- ・自宅や地域の花壇・庭に植栽し緑化に努めます。
- ・地域の植栽活動や緑化イベントに参加し、緑豊かな環境を作ります。

##### ③事業者に求められる取り組みの例

- ・事業所や工場の敷地内、屋上や壁面の緑化に努めます。
- ・事業所周辺の歩道の除草や植栽活動に参加し、地域の緑化に貢献します。
- ・施設等を整備する際には、オープンスペースの確保や緑を活かした施設設計を行います。

■ 朝日山公園



■ 街路沿道の緑化の様子



## (2) 景観

千貫丘陵の山並みや田園風景、歴史を感じさせる町並みなど地域の魅力的な景観を保全するため、開発への適切な指導や屋外広告物の規制など良好な景観の形成を推進します。

### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

＜施策の方針＞

施策の方針	担当
森林や農地を保全することにより、良好な山並みや田園景観の保全を図ります。	産業振興課／農業委員会
地域の良好な景観形成のため、開発や市の整備事業について適切な指導を行います。	財政課/都市政策課/産業振興課/土木課/都市施設課/上下水道経営課/上下水道施設課
市民・事業者の環境美化活動や側溝清掃など自主的な地域活動を支援します。	生活環境課／土木課
市民団体などを支援し、花や緑のあるまちづくりを推進します。	生活環境課
空き地、空き家の適正管理の啓発や指導を行います。	生活環境課

### ②市民に求められる取り組みの例

- ・地域の景観保全活動に積極的に参加し、地域の美しい景観を維持します。
- ・新しい建物を建てる際には、周辺の景観や町並みと調和するデザインを採用します。

## 第4章 施策の展開

- ・ごみのポイ捨てをせず、地域の清掃活動、美化活動に積極的に協力します。
- ・自宅の庭や敷地内の草木を適切に管理し、周辺住民に配慮します。

### ③事業者に求められる取り組みの例

- ・新しい建物を建てる際には、周辺の景観や町並みと調和するデザインを採用します。
- ・屋外広告物を設置する際には、関係法令を遵守し、周辺の景観と調和したものとします。
- ・地域の清掃活動、美化活動に協力し、積極的に参加します。

■ 志賀地区の農村景観



■ 玉浦西地区の住宅地景観



### (3) 歴史・文化

竹駒神社などの地域の重要な歴史的・文化的遺産を保存するとともに、伝統行事への参加などの啓発、観光資源としての活用を通じて地域の歴史や文化にふれる機会の創出を図ります。

#### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

＜施策の方針＞

施策の方針	担当
文化財の情報提供や公開により、身近に歴史や文化に親しむ機会を提供します。	生涯学習課
地域の年中行事など伝統的な生活文化の継承について啓発を行います。	生涯学習課
歴史的・文化的な地域の資源を活用した観光振興を推進します。	産業振興課

#### ②市民に求められる取り組みの例

- ・地域で開催される歴史や文化に関するイベントやワークショップに積極的に参加し、地域の文化を学びます。

- ・文化財や歴史的な町並みを保存するため、情報提供や保全活動に協力します。
- ・地元の特産品や工芸品を積極的に利用・購入することで、地域の文化を支援します。

### ③事業者に求められる取り組みの例

- ・従業員に対して地域の歴史や文化に関する理解を深める場を提供し、企業全体で保存、伝承に協力します。
- ・施設等を整備する際には、文化財の調査や保全活動に協力します。
- ・文化財の活用や祭事などに積極的に参加し、地域の魅力を発信します。

■ かめ塚古墳



■ 金蛇水神社



■ 日本基督教団岩沼教会



■ 南長谷の原遺跡



## 第4章 施策の展開

### 2. 生物多様性と自然環境の保全

#### 【環境指標】

「生物多様性と自然環境の保全」の達成に向けた環境指標を、次のとおり設定します。

##### ○山林の面積 1,131ha【維持】

[基準値 令和6年度：山林 1,131ha]（現状維持を目指す。ただし、国土利用計画に位置付けられた取り組みや公共的事業による減少は除く。）

##### ○グリーンピア岩沼の自然にふれるイベント数 60回【増加】

[基準値 令和6年度：57回]（里山散策、自然観察会など）

#### (1) 森林・農地・河川

森林や農地は生産活動の場であるとともに、多くの生物の生息・生育場所であるほか、防災などの多面的な環境保全機能を有しています。そこで、環境保全型農業の振興に取り組むとともに、優良な農地の維持管理を促進し、地場産品の活用などを通じた持続可能な地域環境づくりを進めます。阿武隈川や五間堀川などの河川についても水質汚濁の対策を行うなど、自然環境保全に努めます。

##### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

＜施策の方針＞

施策の方針	担当
森林を適切に管理しつつ、その機能や特性を活かした自然とのふれあいの場としての活用を図ります。	グリーンピア岩沼／産業振興課
減農薬・減化学肥料などによる環境保全型農業の振興を推進するとともに、優良農地の確保を図ります。	産業振興課
自然環境に配慮した農道・水路などの基盤整備を図ります。	土木課
阿武隈川や五間堀川などの河川環境の保全を図りつつ、自然とふれあう機会を提供します。	生活環境課
水質の汚濁が進行しないように河川や水路、ため池などの監視や、水辺の親水性を高めます。	産業振興課／土木課／都市施設課／上下水道経営課／上下水道施設課

## ②市民に求められる取り組みの例

- ・森林・農地・河川の環境への理解を深め、保全活動や清掃に参加します。
- ・日常生活において必要以上の洗剤を使わないなど、自然環境への配慮に努めます。
- ・減農薬や減化肥に取り組んでいる地元産の農産物を購入し、環境保全型農業を支援します。

## ③事業者に求められる取り組みの例

- ・森林・農地・河川の環境への理解を深め、環境保全の取り組みに積極的に協力します。
- ・地元産の農産物を活用するなどし、地域経済と環境保全を両立に貢献します。
- ・関係法令を遵守し、事業活動における、自然環境への配慮に努めます。
- ・有機農業や減農薬・減化学肥料の使用を推進し、環境保全型農業を実践します。

■ 阿武隈川と千貫丘陵



## 第4章 施策の展開

### (2) 生物多様性

生物多様性の保全を図り、多様な生物が生息・生育する空間を確保するため、観察会や勉強会による意識啓発・情報発信、絶滅危惧種に関する保護活動を通し、地域ぐるみで自然との共生を推進します。また、開発事業においては、生態系への影響を最小限にとどめるよう指導・監視を行います。

#### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

＜施策の方針＞

施策の方針	担当
希少な動植物等の観察会や、外来種等の生態系への影響などの勉強会等の活動を通じ、生物多様性を守る意識の啓発に努めます。	グリーンピア岩沼 ／生活環境課
開発事業の実施に際しては、動植物の生息・生育環境の保全に配慮し、生態系への影響を最小限にするように努めます。	財政課／まちづくり政策課／産業振興課／農業委員会 ／生活環境課／土木課／都市政策課 ／生涯学習課／上下水道経営課／上下水道施設課
多様な生態系の基盤を形成している海浜植生や湿地の保全に努めます。	生活環境課
絶滅危惧にある生物についての実態調査や保護活動に協力するとともに、その活動状況等の情報提供に努めて生態系保護への意識啓発を図ります。	生涯学習課

#### ②市民に求められる取り組みの例

- ・地域の自然観察会や生態系調査に参加し、地域の自然環境について学びます。
- ・庭やベランダで行うガーデニングなどを適正に管理し、生物の生息空間を創出します。
- ・ペットを飼う前に、その動物の習性や必要なケアについて十分に理解し、最後まで責任を持って飼育します。

#### ③事業者に求められる取り組みの例

- ・市や市民団体等が行う、野生動植物の生息・生育環境の保全活動に協力します。
- ・事業活動において環境に配慮した方法を採用し、生物多様性への影響を最小限に抑えるよう努めます。
- ・工事の際には野生動植物へ配慮した工法や時期を採用し、事業完了後には復元に努めます。

### 3. 快適で安全な生活環境の保全

#### 【環境指標】

「快適で安全な生活環境の保全」の達成に向けた環境指標を、次のとおり設定します。

##### ○河川 BOD 環境基準の達成度 100% [維持]

[基準値 令和 6 年度 100% : 五間堀川・貞山堀川 水質測定]

##### ○航空機騒音の測定地点における環境基準達成率 100% [維持]

[基準値 令和 6 年度 100% : I 類型の基準値 57dB]

※本市では空港周辺の一部が、県の航空機騒音の環境基準における II 類型 (62dB) 地域に指定されています。I 類型 (57dB) の地域はありませんが、基準値の参考として 57dB を用いています。

#### (1) 大気質

工場・事業所などからの排出ガスや悪臭の監視・指導の強化を通じて、大気環境の保全と早期情報提供に努めます。また、公共交通機関の利用促進やアイドリングストップなどの環境配慮型運転の啓発を進め、自動車交通による大気汚染の防止、抑制を図ります。

##### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

＜施策の方針＞

施策の方針	担当
大気環境の測定や臭気指数規制等による工場・事業所の監視・指導を徹底するとともに、大気環境保全の意識の啓発に努めます。	生活環境課
マイカーの利用を控えて市民バスなどの公共交通機関の利用を呼び掛けるとともに、アイドリングストップなど環境に配慮した運転の普及・啓発を図ります。	生活環境課
光化学オキシダントや PM 2.5 による被害を未然に防止するため、関係機関への通報及び迅速な広報体制の確保に努めます。	生活環境課

##### ②市民に求められる取り組みの例

- 外出は、徒歩や自転車の利用を心がけ、自動車ではなく公共交通機関を利用します。
- 自動車運転の際には、エコドライブ（アイドリングや急発進、急加速をしないなど）を徹底します。
- 家庭ごみや剪定枝等の野焼きをしないようにします。

## 第4章 施策の展開

### ③事業者に求められる取り組みの例

- ・関係法令を遵守し、事業活動により発生する大気汚染物質の低減・管理に努めます。
- ・悪臭の原因となる材料や化学物質の使用を減らし、環境に配慮した材料を使用します。
- ・環境負荷を低減する低公害車を導入するとともに、自動車運転はエコドライブを徹底します。
- ・事業所や工場において再生可能エネルギーの導入を進め、化石燃料の使用を減らします。

#### ■ 市民バス



## (2) 騒音・振動

自動車交通、工場・建設作業場、航空機などによる騒音・振動への対応として、事業所などへの監視・指導の徹底や定期的な調査、道路・街路樹などの維持管理、防音設備の整備促進を通じて、生活環境の改善に取り組みます。また、日常生活の中で家庭から発生する騒音について、意識啓発・助言を行い、市民の快適な暮らしの確保を目指します。

### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

#### <施策の方針>

施策の方針	担当
自動車交通による騒音の状況を把握するため、定期的に調査を行います。	生活環境課
市道などの道路の適正な維持管理とともに、街路樹などの維持管理にも努め、騒音・振動の低減を図ります。	土木課／都市施設課
工場や建設作業などからの騒音・振動に対する監視・指導の徹底を強化し、防音設備の充実や機械設備の低騒音化を求める。	生活環境課
航空機騒音の常時監視を行うとともに、関係機関への適切な騒音対策を要請します。	生活環境課
生活騒音については、モラルの普及・啓発及び対応方針に関する助言に努めます。	生活環境課

## ②市民に求められる取り組みの例

- ・日常生活での騒音や振動について、お互いに近隣住民への配慮を心がけ、発生抑制に努めます。
- ・自動車の定期的なメンテナンスを行い、エンジン音や排気音を抑えます。
- ・ペットの鳴き声が近隣に迷惑をかけないよう、適切なしつけを行います。

## ③事業者に求められる取り組みの例

- ・関係法令を遵守し、事業活動に伴い発生する騒音・振動の低減に努めます。
- ・事業所や工場において、騒音や振動を抑えるための技術や設備を導入します。
- ・地域住民との情報共有、事業説明会やリスクコミュニケーションを積極的に行います。
- ・車両等を適正に管理するとともに、自動車運転はエコドライブを徹底します。

■ 仙台空港



■ 航空機騒音自動測定装置



## (3) 水環境

水質汚濁の防止と公共用水域の水環境の保全を目指し、水質測定の実施や排水の仕方に関する正しい理解と意識の啓発、下水道施設や浄化槽の整備・適正管理、農薬・油の流出対策などに取り組み、安心・安全な水環境の維持に努めます。

## 第4章 施策の展開

### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

＜施策の方針＞

施策の方針	担当
水質汚濁防止に関する啓発を行うとともに、水質事故の防止対策を行なながら、家庭や事業所からの排水について水質測定を定期的に行います。	生活環境課
施設の老朽化等について中長期的な視点で対応するストックマネジメント計画に基づく下水道施設の点検・調査、改築・更新を行います。	上下水道経営課／上下水道施設課
合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、設置者への適正な管理を促します。	上下水道経営課／上下水道施設課
油や農薬の流出などの水質事故の防止対策を推進し、事故が発生した場合は速やかに対応します。	生活環境課
水質保全、衛生管理の徹底のため、専用水道や貯水槽水道の設置者への指導を行います。	生活環境課

### ②市民に求められる取り組みの例

- ・環境に配慮した洗剤や石鹼を使用し、家庭からの生活排水による水質汚濁を減らします。
- ・公共下水道や農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽の設置と適正管理を行います。
- ・生活排水による水質汚濁を理解し、油の適正処理や洗剤の適量使用など家庭での対策を心がけます。
- ・地域の河川や海岸の清掃活動に参加し、水環境の保全に貢献します。

### ③事業者に求められる取り組みの例

- ・事業所や工場において、排水の水質を定期的にモニタリングし、適切な管理を行います。
- ・農薬等の適正使用や家畜排泄物の適正処理を行い、水質汚濁防止の取り組みに努めます。
- ・水を大量に使用する事業所や工場では、合理的な水利用に努めます。
- ・従業員への教育を実施し、水環境保全の重要性を啓発します。

■ 公共用水測定の様子



■宮城県 県南浄化センター



出典：宮城県ホームページ「県南浄化センター案内」

#### (4) その他の生活環境

化学物質や地盤沈下などの測定を行うとともに、有害化学物質などによる環境汚染その他環境問題に対する監視や情報収集を行います。そして市民に対し適切な情報を提供することで市民が安心して暮らせる生活環境を守ります。またペットのふんなど身近な範囲で生じるマナー違反についても、感染症の発生など地域の環境を悪化させる要因となることから、適切な指導を行い、市民の健康維持を図ります。

##### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

＜施策の方針＞

施策の方針	担当
地盤沈下の状況を把握するため、地盤沈下水準測量調査を実施します。	生活環境課
犬などペットのふんの適正処理、飼育ルールやマナーの普及・啓発に努めます。	生活環境課
汚染物質の流出などによる環境汚染を防止するため、監視や情報収集に努めます。	生活環境課
周辺環境に迷惑となる野焼き行為について注意喚起し、違法な野焼きを指導します。	生活環境課／産業振興課

##### ②市民に求められる取り組みの例

- ・市や事業者からの情報に关心を高め、環境問題への情報収集と正しい知識を深めます。
- ・ごみのポイ捨てを避け、ごみ箱がない場合は自宅に持ち帰る習慣をつけます。
- ・ペットのふんの処理など飼育ルールを守ります。

##### ③事業者に求められる取り組みの例

- ・事業所から発生する有害化学物質やその発生対策の情報を周辺住民に積極的に提供します。
- ・有害化学物質の適正管理や農薬や肥料の適正使用を徹底し、土壤汚染防止に努めます。
- ・事業所から発生する廃棄物の適正な管理を徹底し、汚染物質の流出を防止します。
- ・事業所内外の衛生害虫の発生を防ぐため、定期的な清掃と適切な防除対策を行います。

■ 測量における水準点



■ 飼い主のマナーアップ看板



### 4. 循環型社会の推進

#### 【環境指標】

「循環型社会の推進」の達成に向けた環境指標を、次のとおり設定します。

##### ○一人1日当たりのごみ排出量 **830g／人日【減少】**

[基準値 令和6年度：883g／人日]

##### ○ごみのリサイクル率 **16.3%【増加】**

[基準値 令和6年度：15.3%]

#### (1) 廃棄物

資源やエネルギーの消費、地球環境問題などに密接に関わる廃棄物問題に対し、適正処理によるごみの減量化・資源化の促進を図るとともに、不法投棄に対しては、市・市民・事業者の連携の下で監視を強化し、不法投棄のないまちづくりに努めます。

##### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

＜施策の方針＞

施策の方針	担当
亘理名取共立衛生処理組合と連携のうえ、家庭ごみの分別の徹底やごみの減量化などの指導及び啓発活動を推進します。	生活環境課
事業系ごみの適正区分・適正処理を推進するため、適正な排出指導を行います。	生活環境課
生ごみの減量化・資源化や地域のごみ集積所の衛生管理等の取り組みに対して、支援を行います。	生活環境課
フードドライブを始めとした食品ロス等を減らす取り組みを推進します。	生活環境課

##### ②市民に求められる取り組みの例

- ・ごみの正しい出し方を遵守し、ごみ分別を徹底し、ごみの減量化・資源化に努めます。
- ・買い物にはマイバッグを持参するなど、身近なごみ減量化の取り組みを実践します。
- ・ごみ集積所を維持、管理し、清潔に保つなど不法投棄されない環境を作ります。
- ・食材の使い切りや食べきりにより食品ロスを削減します。

### ③事業者に求められる取り組みの例

- ・ごみ減量化計画の策定や回収ルートを確立し、計画的なごみの減量化・資源化に取り組みます。
- ・不法投棄を防ぐため、廃棄物の保管・運搬・処理の各段階での管理体制を強化します。
- ・環境にやさしい製品の開発や提供、利用の呼び掛けを行い、廃棄物の減量化を推進します。
- ・廃棄物処理に関する法令や条例を遵守し、従業員への教育・研修を定期的に実施します。

■ ごみ分別促進アプリ



■ 補助金を活用したごみ集積所



## (2) リサイクル

循環型社会の推進に向けて、ごみの減量と資源化を図るため、地域の集団資源回収への支援や3R運動の普及・啓発などを通じて、リサイクルの推進に取り組みます。

### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

＜施策の方針＞

施策の方針	担当
リサイクル運動報償金交付事業を実施し、地域の集団資源回収を推進します。	生活環境課
地域の団体と連携したモデル的な集団リサイクルの取り組みを行い、資源回収量の増加を図ります。	生活環境課
市民・事業者による3R運動の普及・啓発に努めます。	生活環境課
エコバッグの作成や出前講座などを開催し、地域の公衆衛生活動と連携して、3R運動の普及・啓発を促進します。	生活環境課
家電製品などの適正処理の啓発を行い、違法な廃棄物回収業者対策を行います。	生活環境課

## 第4章 施策の展開

### ②市民に求められる取り組みの例

- ・リサイクルに関する正しい知識を学び、家族や地域での啓発に努めます。
- ・使用済みの紙類、衣類、小型家電などを地域の資源回収に出し、再資源化に協力します。
- ・家庭だけでなく、職場や学校でも3R運動の取り組みを実践します。
- ・フリーマーケット（アプリ含む）やリサイクルショップを活用し、リサイクルに努めます。

### ③事業者に求められる取り組みの例

- ・再利用・再生可能な製品の製造・販売に努め、環境に配慮した経営を行います。
- ・リサイクルに関する法令やガイドラインを遵守し、従業員への教育・研修を通じて意識向上を図ります。
- ・製品の設計段階から再利用・再資源化を考慮し、分解・分別しやすい構造にするなどの工夫を行います。
- ・販売した製品や容器包装類など、再生可能な材料の自主的な回収に努めます。

■ 小学生によるエコバッグ作り



■ 小型家電回収事業



## 5. 脱炭素社会の実現

### 【環境指標】

「脱炭素社会の実現」の達成に向けた環境指標を、次のとおり設定します。

#### ○岩沼市内の温室効果ガス排出量 **733千トン【削減】**

[基準値 令和4年度：1,102千トン] (確認できる最新年度)

#### ○市民バス・タクシー・AI乗合バス年間利用者数 **14.1万人【増加】**

[基準値 令和6年度：13.9万人]

### (1) 地球温暖化

地球温暖化の主な要因である化石燃料の使用による二酸化炭素排出を抑えるため、エネルギー利用の見直しや市民バスなどの利便性向上による公共交通の利用促進により、環境負荷の低減に取り組むとともに、「ゼロカーボンシティ」を目指します。

#### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

＜施策の方針＞

施策の方針	担当
エコチャレンジみやぎ等を普及・活用し、家庭での省エネルギー活動を促進します。	生活環境課
高気密・断熱性能に優れた住宅の建築への誘導を図るとともに、HEMSといった住宅への情報通信技術の適用の普及にも努めます。	生活環境課
岩沼市民バス運行計画に基づく、市民バスの利便性向上及び市民、市内事業者に対する通勤時の公共交通機関や自転車利用の普及・啓発に努めます。	生活環境課
市の公用車への低公害車の導入を進めるとともに、市民・事業者への低公害車の導入を呼び掛けます。	財政課／生活環境課

#### ②市民に求められる取り組みの例

- ・ 地球温暖化防止活動へ積極的に参加し、地球環境問題への理解を深めます。
- ・ 家庭での省エネルギー・エコドライブの実践、公共交通機関の利用など身近な取り組みを行います。
- ・ 買い物にはマイバッグを持参するなど、レジ袋の消費を減らします。
- ・ 環境に配慮した製品（省エネ家電、詰め替え製品など）を選ぶようにします。

## 第4章 施策の展開

### ③事業者に求められる取り組みの例

- ・地球温暖化防止活動への積極的な参加と計画的な取り組みを行います。
- ・事業活動における環境負荷を低減するため、環境マネジメントシステムの導入を進めます。
- ・環境負荷の少ない商品・サービスの企画・開発・提供を積極的に行います。
- ・エコ通勤やエコドライブを推進するとともに、低公害車・低燃費車の導入を進めます。
- ・テレワークやオンライン会議を活用し、通勤や出張に伴う CO<sub>2</sub>排出を削減します。

■ 地球温暖化防止啓発ポスター入選作品



■ EV 充電ステーション



## (2) エネルギー

限りある化石燃料への依存を抑え、持続可能なエネルギー社会の実現に向けて、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入を進めます。また新技術や温暖化対策に関する情報発信を通じて、エネルギーの地産地消と環境負荷の低減を図ります。

### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

<施策の方針>

施策の方針	担当
市が有する低利用地、未利用地を活用した再生可能エネルギー事業を推進します。	まちづくり政策課
再生可能エネルギー設備の導入支援の推進及びその他再生可能エネルギーの導入促進に係る事業の検討を行います。	生活環境課
公用車へのハイブリッド車、プラグインハイブリッド車（PHV・PHEV）、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）の導入と併せて EV 給電設備の導入を推進します。	財政課
ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車（PHV・PHEV）、電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）の普及促進と併せて EV 給電設備の普及促進に努めます。	生活環境課

施策の方針	担当
地球温暖化対策や再生可能エネルギーに関する新技術等の情報発信を行います。	生活環境課

## ②市民に求められる取り組みの例

- ・節電や節水など省エネルギーのライフスタイルを実践します。
- ・環境にやさしく災害にも強い太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を進めます。
- ・エネルギーに関する知識を学び、家庭内での省エネ行動を促進します。

## ③事業者に求められる取り組みの例

- ・工場や事業所における高効率空調機やLED照明など省エネルギー機器の導入を進めます。
- ・太陽光やバイオマス、風力など事業特性に応じた再生可能エネルギーの導入を検討します。
- ・エネルギー管理システム(EMS)を導入し、使用状況を把握・最適化します。
- ・エネルギー使用に関する社内ルールを整備し、従業員への周知を徹底します。

### ■ 脱炭素推進設備導入補助制度



### ■ メガソーラー（相野釜西地区）



## 第4章 施策の展開

### 6. 協働による環境共生社会の推進

#### 【環境指標】

「協働による環境共生社会の推進」の達成に向けた環境指標を、次のとおり設定します。

##### ○「早朝クリーンいわぬま」の参加者数 9,500人[増加]

[基準値 令和6年度：8,673人]

##### ○環境に関するイベント及び情報発信数 55回[増加]

[基準値 令和6年度：50回]（環境共生主管課による）

#### （1）環境教育・環境学習

市民・事業者と連携しながら、多様な場やメディアによる情報発信を通じて、意識啓発と正しい環境行動のための知識向上に努め、すべての主体が環境に配慮した行動を実践する「協働による環境共生社会」を推進します。

##### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

＜施策の方針＞

施策の方針	担当
岩沼東部環境センター等を活用した視察研修や環境学習の機会を提供し、市民の意識啓発を図ります。	生活環境課
地域や学校での環境教育・環境学習を推進します。	学校教育課／生活環境課
自然観察や農業などの体験学習、食育など環境に関する学習の機会を提供します。	まちづくり政策課／生活環境課／生涯学習課／産業振興課／子ども福祉課
楽しめる環境イベントなどを開催し、環境保護などの担い手育成を図ります。	生活環境課
様々なメディアを通じて各種環境学習・イベントの情報を提供することにより、市民の積極的な参加を促し、自発的な環境行動を起こす意識を醸成します。	生活環境課
本計画の進行状況について「白書」などによる情報提供を積極的に行います。	生活環境課

## ②市民に求められる取り組みの例

- ・地域や職場、学校等における環境活動や環境学習に積極的に参加し、知識を深めます。
- ・子どもと一緒に自然体験や環境学習の機会を持ち、環境への関心を育てます。
- ・学校や地域の環境イベントに参加し、学んだことを実生活に活かします。

## ③事業者に求められる取り組みの例

- ・社内研修や勉強会を通じて、従業員の環境意識を高めます。
- ・地域の学校や団体と連携し、施設見学の受け入れなど環境学習の支援や協力をしています。
- ・環境教育に関する教材やプログラムの提供を通じて、社会貢献を図ります。

■ 阿武隈川源流探検の様子



■ 図書館環境月間



## (2) 環境保全活動

市・市民・事業者と協力・連携し、交流の中での情報交換や意見共有を通じて、地域全体での環境保全活動の促進を図ります。また活動リーダーやボランティアの育成への支援も推進します。

### ①市が実施する施策

現況と課題、基本目標と環境指標を踏まえて、以下のように施策の方針を設定します。

＜施策の方針＞

施策の方針	担当
現状を踏まえた環境問題についての考え方や普段の活動について、市民や事業者等と定期的な意見交換の場を持って、問題意識や互いの活動方針を共有します。	生活環境課

## 第4章 施策の展開

施策の方針	担当
環境学習に関する情報の発信に努め、環境情報の共有化を図ります。	生活環境課
千年希望の丘の環境美化活動に対する意識の向上を図るとともに、市民や団体、企業の協働によるまちづくりの推進を支援します。	まちづくり政策課／千年希望の丘交流センター
市民総ぐるみで行う環境美化活動を実施し、自主的な環境活動の意識啓発を促します。	生活環境課
協働に関する情報発信を行い、市民・事業者の意識啓発を推進するとともに、環境保全活動団体、活動リーダーやボランティアの育成を支援します。	まちづくり政策課／生活環境課／産業振興課

### ②市民に求められる取り組みの例

- ・地域の清掃活動や緑化活動に参加し、身近な環境の保全に努めます。
- ・自らのもつ知識や経験、技能を地域の環境保全活動に活かします。
- ・自然公園や河川などの公共空間を利用する際は、ルールを守り、環境を大切にします。

### ③事業者に求められる取り組みの例

- ・地域の環境保全活動に協賛・協力し、地域社会との連携を深めます。
- ・工場や事業所周辺の清掃・緑化活動を定期的に実施します。
- ・環境保全に関する取り組みを通じて、企業としての社会的責任を果たします。

#### ■ 「早朝クリーンいわぬま」（環境美化市民行動の日）活動の様子



## **第5章 計画の推進体制と進行管理**

### 1. 計画の推進体制

本計画を着実に推進するためには、市・市民・事業者・各種団体がそれぞれの役割を認識し、相互に信頼し連携・協働して取り組む体制を構築することが重要です。

#### (1) 推進体制

環境基本計画の実効性を高めるため、国や県、近隣自治体との連携を強化し、専門的な課題にも対応できる柔軟で持続的な体制を整備します。また、情報共有や進捗管理を通じて、計画の着実な実行を支える仕組みを構築します。

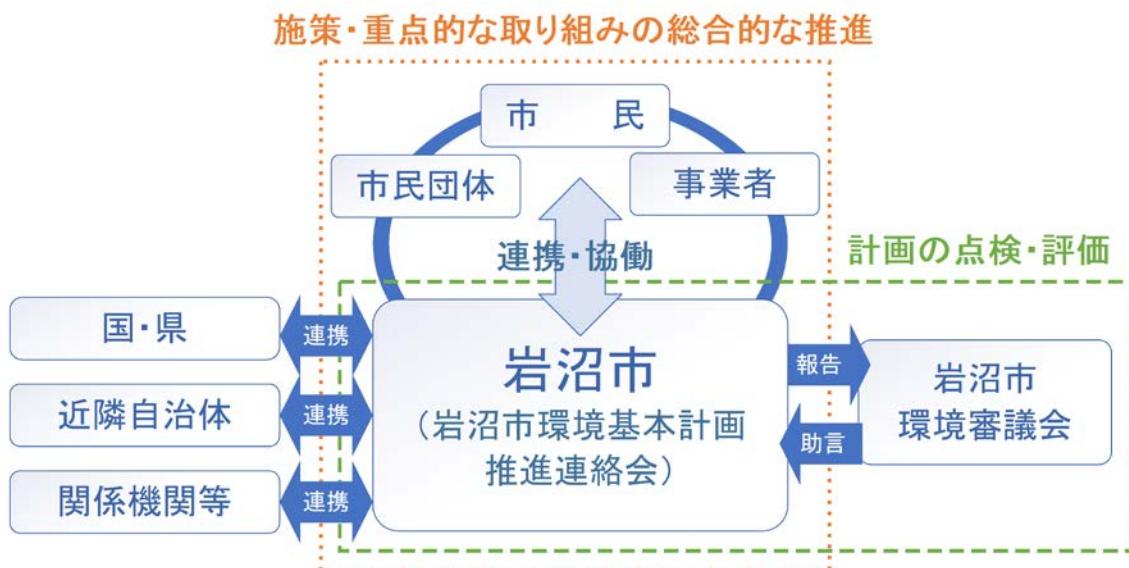
##### ①環境審議会

岩沼市環境基本条例第29条に基づき「岩沼市環境審議会」を設置します。

この審議会は、市長の諮問に応じ、以下の事項について調査・審議を行います。また、計画の変更や見直しにあたっては、進捗状況の点検及び評価を行い、必要に応じて助言・提言を行います。

##### ②府内組織

「岩沼市環境基本計画推進連絡会」を設置し、関係各課が連携して施策の情報共有や役割分担を行い、全庁的に計画の推進を図ります。また、施策の進捗状況の点検及び評価を行い、環境施策のマネジメントを行います。



### ■ 岩沼市環境審議会の概要

名称	岩沼市環境審議会
構成	学識経験者、関係団体代表者、関係行政機関代表者、公募委員
活動趣旨	・各委員が所属する広い分野の見地から目標の達成状況や取り組みの進捗状況の点検・評価を行います。 ・計画の見直しについて調査・審議します。
主な役割	①計画の目標の達成状況や取り組みの進捗状況の点検・評価 ②計画の見直しに関する助言・提言

### ■ 庁内の計画推進体制の概要

名称	岩沼市環境基本計画推進連絡会
構成	府内の関係各課
活動趣旨	府内の横断的組織として、環境に関する施策を推進するとともに、環境に関する施策のマネジメントを行います。
主な役割	①各課で取り組む環境に関する施策の推進 ②施策の進捗状況の点検・評価

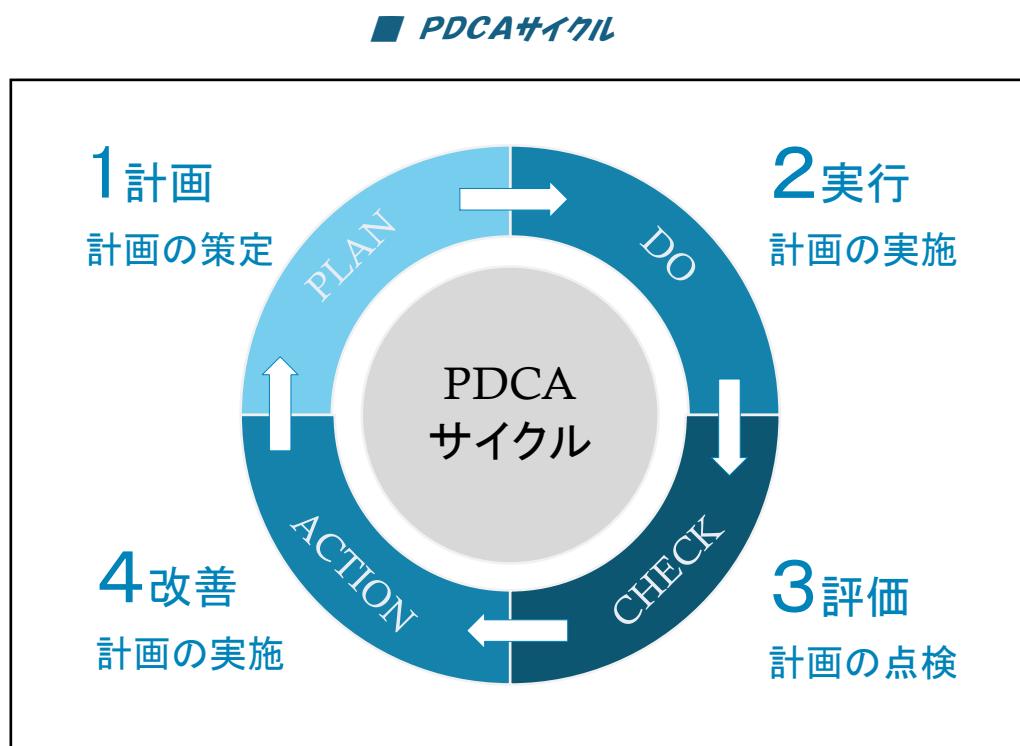
### 2. 計画の進行管理

#### (1) PDCAサイクルの導入

環境基本計画を実効性のあるものとするためには、施策や取り組みを着実に実施し、その進捗や効果を定期的に確認しながら、必要に応じて見直していくことが重要です。

そのため、本計画では「PDCAサイクル[計画:Plan]→[実行:Do]→[点検:Check]→[見直し:Action]」によって進行管理を行います。

このPDCAサイクルは、単年度を基本単位として実施しますが、目標の達成状況や取り組みの進捗状況、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



#### (2) 市・市民・事業者の連携による進行管理

本計画の進行管理は、市・市民・事業者が連携し、それぞれの役割を果たしながら進めています。

市は、施策の進捗状況や環境指標をもとに点検・評価を行い、その結果を「岩沼市環境白書」として取りまとめて公表し、広く意見を聴取します。また、岩沼市環境審議会では、計画の達成状況や取り組みの効果について評価を行い、必要に応じて助言や提言を行います。

こうした意見や提案は、次年度以降の施策や取り組みへと反映します。

## 參考資料

### 1. 岩沼市環境基本条例

○岩沼市環境基本条例

平成27年3月3日

条例第2号

#### 目次

##### 前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 施策の基本方針(第7条)

第3章 施策の総合的かつ計画的な推進(第8条—第28条)

第4章 環境審議会(第29条—第34条)

第5章 雜則(第35条)

##### 附則

私たちのまち岩沼は、西部の千貫山丘陵から東部の太平洋に至るまでなだらかに平野が広がり、南部には阿武隈川が流れるなど豊かな自然環境に恵まれている。古くから先人たちは人と自然の調和を保ちながら歴史と文化を育んできた。

近年、私たちは、生活の利便性を高める一方で、環境へ少なからず負担をかけてきた。身近には自然とのふれあいが少なくなり、広くは地球温暖化による気候変動、生物多様性の破壊などへも影響している。また、東日本大震災による影響は、我が国のエネルギー問題を大きく顕在化させた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができるよう恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、この環境を未来に引き継いでいく責務を有している。

このような認識の下、私たちは、良好な環境の保全と創造に関して取り組むことを決意して、自ら調和と節度をもって行動することで、それが責任を果たし、恵み豊かな環境を持続的に享受できるまちを実現するため、ここに岩沼市環境基本条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき役割と責任を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人と自然が共生する市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与し、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の

汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好的な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受し、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならぬ。

2 良好的な環境の保全及び創造は、地球環境保全への貢献の意義を理解して、環境への負荷の低減を図り、地域特性を生かしつつ、人と自然が共生していくことを目的として行わなければならない。

3 良好的な環境の保全及び創造は、地球の資源は限りあるものとの考えに立ち、自ら調和と節度をもって行動することで、それぞれが責任を果たし、循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に従い、地域の自然的及び社会的条件に応じた良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に従い、その日常生活において、資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に従い、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行う

## 参考資料

に当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

### 第2章 施策の基本方針

#### (施策の基本方針)

第7条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本として施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 大気、水、土壤等の自然的環境構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保持し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が共生することができる良好な環境を確保すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の特性を生かした自然環境及び歴史的、文化的財産の保存並びにこれらの特性を生かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、環境への負荷の低減に資することで、持続的な発展が可能なまちを構築するとともに、地球環境保全に貢献すること。
- (5) 良好的な環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することができる社会を形成すること。

### 第3章 施策の総合的かつ計画的な推進

#### (環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岩沼市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好的な環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 良好的な環境の保全及び創造に関する施策の方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第29条に規定する岩沼市環境審議会の意見を聽かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合の確保等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷の低減に資するよう十分に配慮しなければならない。

(年次報告書)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、市が実施した良好な環境の保全及び創造に関する施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(地域の良好な環境の保全)

第11条 市は、多くの生物の生存の確保に配慮するとともに、良好な生活環境を保全するため、海や河川等の水環境の保全及び森林、緑地等の保全に関し、必要な施策を実施するものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第12条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、良好な環境の保全及び創造に関し、環境教育及び環境学習の推進並びに広報活動の充実を図ることにより、市民及び事業者がその理解を深めるとともに、良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な施策を実施するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、廃棄物減量活動、再生資源の回収活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 市は、前2条の施策を実施するに当たっては、必要な情報を収集し、これを適切に提供しなければならない。

(市民等の意見の反映)

第15条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の措置)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行おうとする事業者が、あらかじめ適切な段階で、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全を図るための適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第17条 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に關し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、公害その他の良好な環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じ

## 参考資料

なければならない。

(良好な環境の保全と創造に関する協定の締結)

第18条 市は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と良好な環境の保全と創造に関する協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(誘導的措置)

第19条 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減に資するための施設の整備その他の良好な環境の保全及び創造のための適切な措置をとるように誘導するため、必要かつ適正な経済的支援その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(良好な環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第20条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全を図るために公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な施策を実施するものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備などの良好な環境の創造のための事業を推進するため、必要な施策を実施するものとする。

3 市は、環境保全型農業の振興を推進するとともに、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の良好な環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(廃棄物の適正処理及び減量の促進等)

第21条 市は、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減を図るために、市民及び事業者による廃棄物の適正処理が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るために、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な施策を実施するものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るために、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第22条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るために、必要な施策を実施するものとする。

(調査の実施)

第23条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視、測定等の実施)

第24条 市は、環境の状況を把握し、良好な環境の保全と創造に関する施策を実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するとともに、その実施に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、広域的な取り組みを必要とする良好な環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全及び国際協力)

第26条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(総合的な調整等のための体制の整備)

第27条 市は、市が行う良好な環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民等との協働体制)

第28条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市、市民、事業者及び民間団体が協働することができる体制の整備に努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会)

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、岩沼市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他、良好な環境の保全及び創造に関する重要事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第30条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めたもの

(任期)

第31条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第32条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

## 参考資料

第33条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求める、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、市民経済部生活環境課において処理する。

### 第5章 雜則

(委任)

第35条 この条例に定めるものほか、必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(岩沼市環境審議会条例の廃止)

2 岩沼市環境審議会条例(平成8年条例第2号)は、廃止する。

## 2. 岩沼市環境審議会委員名簿

○任期 令和7年8月1日～令和9年7月31日  
(敬称略)

氏名	所属	役職	備考
井上千弘	東北大学	名誉教授	会長
高澤廣人	市民委員(公募)		
皆川長一	市民委員(公募)		
長谷栄子	市民委員(公募)		
佐藤隆信	市民委員(公募)		
湊光一	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	計画課長	
鈴木みゆき	宮城県塩釜保健所岩沼支所	総括技術次長	副会長
大友浩幸	岩沼市商工会	会長	
菅井武雄	岩沼市農業委員会	会長職務代理者	
川村雄治	岩沼市公衆衛生組合連合会	会長	
伊藤浩己	日本製紙株式会社 岩沼工場	安全環境管理室長 兼環境管理課長	
佐藤幸雄	TOYO TIRE 株式会社 仙台工場	環境安全課長	

### 3. 計画策定の経緯

実施日	内 容
令和 6 年 8 月 30 日	令和 6 年度第 1 回環境審議会 ○第 2 次岩沼市環境基本計画の策定について ・計画策定概要について ・市民・事業所アンケート調査について
令和 6 年 9 月 30 日 ～10 月 15 日 令和 6 年 10 月 28 日 ～11 月 16 日	「環境に関する市民アンケート調査」の実施
令和 6 年 9 月 30 日 ～10 月 15 日	「環境に関する事業所アンケート調査」の実施
令和 6 年 12 月 23 日	令和 6 年度第 2 回環境審議会 ○第 2 次岩沼市環境基本計画の骨子案について ・市民・事業所アンケートの報告について
令和 7 年 9 月 2 日	令和 7 年度第 1 回環境審議会 ○委嘱状交付
令和 7 年 10 月 30 日	令和 7 年度第 2 回環境審議会 ○第 2 次岩沼市環境基本計画（案）について
	令和 7 年度第 3 回環境審議会 ○第 2 次岩沼市環境基本計画（修正案）について
	第 2 次岩沼市環境基本計画（案）パブリックコメントの募集
	令和 7 年度第 4 回環境審議会 ○第 2 次岩沼市環境基本計画について
	第 2 次岩沼市環境基本計画（案）の答申

## 4. アンケート調査の概要

### (1) 市民アンケート調査

#### ①調査の目的

本調査は、令和 8 年度に予定される岩沼市環境基本計画の策定にあたり、岩沼市民の環境の感じ方や環境に配慮した生活の行動実態、今後の岩沼市の環境についての考え方などを把握するために、広く意見を聴取するものである。この結果は、岩沼市環境基本計画の策定に反映させることを目的とする。

#### ②調査の方法

- ◆ 対象区域・・・岩沼市全域
- ◆ 対象者・・・18 歳以上の市民 2,000 人
- ◆ 抽出方法・・・住民基本台帳より年齢や居住地別に無作為抽出
- ◆ 調査方法・・・WEB 回答法（希望者には回答用紙紙面の配布・回収を行う）
- ◆ 調査期間・・・第 1 回 令和 6 年 9 月 30 日～10 月 15 日  
第 2 回 令和 6 年 10 月 28 日～11 月 16 日
- ◆ 回収数・・・407 サンプル（回収率 20.4%）

#### ③調査の項目

調査項目は、市民の環境に対する意向を広い観点から把握するため、以下の項目とした。

調査項目	
回答者属性	
I . 岩沼市の環境	環境の満足度
	残したい資源
II . ライフスタイル	省エネルギー・省資源
	ごみやりサイクル
	買い物
	環境保全活動
	環境保全活動に対する考え方
III . 今後の岩沼市の環境に関する要望	望ましい岩沼市の将来像
	取り組んでほしい岩沼市の環境施策
IV . 最近話題になっている環境の課題について	環境の話題に対する興味
	生物多様性についての理解

### (2) 事業所アンケート調査

#### ①調査の目的

本調査は、岩沼市環境基本計画の策定にあたり、市内で活動する事業所の環境の感じ方や環境に配慮した取り組みの実践状況、今後の岩沼市の環境についての考え方などを把握するために、広く意見を聴取するものである。この結果は、岩沼市環境基本計画の策定に反映させることを目的とする。

#### ②調査の方法

- ◆ 対象区域・・・岩沼市全域
- ◆ 対象者・・・岩沼市内の事業所 200 社
- ◆ 抽出方法・・・経済センサスの産業大分類別事業所数構成比を参考に産業別に無作為抽出
- ◆ 調査方法・・・WEB 回答法
- ◆ 調査期間・・・令和 6 年 9 月 30 日～10 月 15 日
- ◆ 回収数・・・58 サンプル（回収率 29.0%）

#### ③調査の項目

調査項目は、事業所の環境に対する意向を広い観点から把握するため、以下の項目とした。

調査項目	
回答した事業所の属性	
I. 環境問題の認識と企業の方針	環境問題に対する考え方
	経営方針における環境保全に関する項目の設定の有無
	環境保全に関する具体的な行動方針の設定の有無
II. 環境に配慮した取り組み	取り組みの実施状況(公害の防止、エネルギー、自動車の利用、資源の循環、環境保全活動)
	取り組みを行って得たメリット
	取り組みを行うまでの課題
	行政に期待する支援
	協力・貢献が可能な取り組み
III. 今後の岩沼市の環境に関する要望	望ましい岩沼市の将来像
IV. 最近話題になっている環境の課題について	

## 5. 用語解説

### 【数字・アルファベット】

#### 3 R

ごみを減らし、資源を有効に活用するための 3 つの取り組み「Reduce（リデュース）」「Reuse（リユース）」「Recycle（リサイクル）」の頭文字をとった言葉。

- ① Reduce（リデュース）：廃棄物の発生を抑制すること。

例：マイバッグやマイボトルを持参してごみを出さないようにする、使い捨ての商品を避ける、物を大切に長く使うなど。

- ② Reuse（リユース）：物を繰り返し使うこと。

例：まだ使えるものを他人に譲る、フリーマーケットで売買する、空き瓶や空き容器を再利用するなど。

- ③ Recycle（リサイクル）：ごみを資源として再生利用すること。

例：分別回収されたペットボトルを纖維や新たな容器の原料にする、新聞紙を古紙として回収して再生紙にするなど。

#### （岩沼）A I 乗合バス

ルートや時刻表は存在せず、利用者の予約状況を基に AI が最適な道順を割り出し、他の利用者と乗り合いながら目的地に向かうワゴン車両（乗客定員 9 人）の公共交通機関。市内中心部にある 109 箇所の乗降ポイント間での移動となる。

#### B O D

→「生物化学的酸素要求量」参照。

#### E V 給電設備

EV や PHV・PHEV のバッテリーに電力を供給するための設備のこと。

#### L E D（発光ダイオード：Light Emitting Diode の略）

電流を通すと発光する半導体のこと。従来の蛍光灯に比べて消費電力が約 2 分の 1 であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないとことなどから環境負荷が低い発光体として注目され、家庭用にも普及が進んでいる。

#### P M 2.5

→「微小粒子状物質」参照。

## 参考資料

### S D G s

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2030年までに貧困や飢餓、気候変動などの世界的な課題を解決し、よりよい地球と社会を作るための国際目標。17の大きな目標（ゴール）と169の具体的な達成基準（ターゲット）から構成され、日本を含むすべての国が取り組むべき「誰一人取り残さない」普遍的なもの。

### S P M

→「浮遊粒子状物質」参照。

### V 2 H

EV（電気自動車）やPHV・PHEV（プラグインハイブリッド車）のバッテリーに蓄えた電力を、自宅で使えるようにするシステムのこと。EVを走行用としてだけでなく、住宅用の「蓄電池」として活用することが可能になる。

### 【ア行】

#### 一般廃棄物処理実施計画

市町村がごみの発生抑制、収集、運搬、処分など、一般廃棄物の適正な処理を計画的かつ効率的に行うために策定する計画のこと。これは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、各年度の具体的な事業内容を定めたもの。

#### ウェルビーイング／高い生活の質

国の第六次環境基本計画は、ウェルビーイングを環境政策の最上位の目的としている。これは、ストックとしての自然資本の重視、長期的視点、無形資産重視等の観点を取り入れながら、安心安全の確保、雇用拡大・賃金上昇、GDPの増加、健康、快適さ、地域活性化、自然とのふれあいによる喜びといった、市場的・非市場的価値を通じた目指すべきものなどを指している。もともと世界保健機関（WHO）が、「健康の定義」において、”病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（well-being）にあること”として使われたことによって広まった概念である。

#### エコキュート

再生可能な大気中の熱を活用した給湯機のこと。大気中の熱をヒートポンプで圧縮して少ない電力でお湯を作る。また、夜間の安い電力を使用してお湯を作るので給湯にかかる電気代が安く済む。

#### エコドライブ

省エネルギー及び二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念のこと。具体的には、ふんわりアクセル「eスタート」、アイドリングストップの励行、急発進・急加速・

急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などを行うこと。

### エコバッグ

環境への負荷を減らすため、小売店などで配布されるレジ袋を使用せず、消費者が持参する買い物用のバッグのこと。「マイバッグ」とも呼ばれる。

### エネファーム

家庭用燃料電池コーチェネレーションシステムの愛称。都市ガス・LPGガス・灯油などから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて発電するシステムで、発電時の排熱で湯をつくり給湯に利用する。

### エネルギー管理システム（EMS）

IoT（さまざまなモノがインターネットにつながる仕組み）技術などを用いて、家庭やオフィスビル、工場などのエネルギー（電気・ガスなど）の使用状況を「見える化」し、監視・制御することで、省エネルギー化やコスト削減を図るシステム。照明や空調などの設備を自動的に最適化し、エネルギー消費量の最小化を目指す。

### 温室効果ガス

GHG（Greenhouse Gas）ともいう。大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し、再放出する気体のこと。パリ協定では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふつ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

### オンライン会議

インターネットを介して、離れた場所にいる人々がリアルタイムで映像や音声を共有しながらコミュニケーションをとる会議のこと。パソコンやスマートフォン、タブレットなどのデバイスとインターネット環境があれば、どこからでも参加でき、資料の画面共有やチャットなどの機能も利用できる。

## 【力行】

### 外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息・生育することとなる生物種のこと。このうち、導入先の生態系等に著しい影響を及ぼすものを特に侵略的な外来種と呼び、自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

## 参考資料

### 化石燃料

原油、天然ガス、石炭やこれらの加工品であるガソリン、灯油、軽油、重油、コークスなどをいう。一般的に石油、天然ガスは微生物、石炭は沼や湖に堆積した植物が、長い年月をかけて地中の熱や圧力などの作用を受けて生成したといわれている。燃焼により、地球温暖化の主要な原因物質である二酸化炭素を発生する。

### 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める環境の基準。

### 環境配慮型照明器具

消費電力を少なく抑えたり、リサイクルガラスを素材にしたり、梱包材の減少や長寿命により廃棄物を削減するなど環境に与える影響を少なくするよう配慮した照明器具。

### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくりなどを通じて化学肥料や農薬の使用を減らし、環境への負荷を軽減する持続可能な農業のこと。これは、生産性と環境保全の調和を図り、生物多様性保全や地球温暖化防止に貢献することを目的としている。

### 環境マネジメントシステム(EMS)

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組む仕組みのこと。(例：ISO14001、エコアクション21など)

### 京都議定書

平成9(1997)年12月に京都府京都市で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された、拘束力を有する法的文書。平成12(2000)年以降の先進国の地球温暖化対策として、法的拘束力のある数値目標が決定され、具体的に削減対象ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等)と、平成2(1990)年比の削減目標(先進国全体で5.2%、日本は6%、欧州は8%削減など)、達成期間(平成20(2008)年から平成24(2012)年の間)を定めている。国際的に協調して目標を達成するための仕組みとして、排出量取引、クリーン開発メカニズム(CDM：開発国への支援により温室効果ガス排出量の削減につながった場合、結果を支援元の排出削減分の一部に充当できる制度)などの新しい仕組みが合意され、これらを総称して京都メカニズムという。平成17(2005)年2月に発効した。

平成24(2012)年に開催されたCOP18では、平成25(2013)年から平成32(2020)年を第二約束期間とした京都議定書の延長が定められた。更に平成27(2015)年に開催されたCOP21において、気候変動に関する平成32(2020)年以降の新たな国際枠組みとして、世界共通の長

期目標として2°C目標の設定や、すべての国による削減目標の5年ごとの提出・更新、各国の適応計画プロセスと行動の実施などが位置づけられた「パリ協定」が採択された。

### 県自然環境保全地域

良好な自然を宮城県として保全していくことが必要と認められる地域のこと。高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域などがある。岩沼市では、東部海岸部が仙台湾海浜県自然環境保全地域に指定されている

### 公害防止協定

公害防止のひとつの手段として地方公共団体又は住民と企業との間で締結される協定。この協定は、法令の規定基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示などを内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な公害防止対策の手段として広く利用されてる。

### 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物、炭化水素などが太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

### 昆明・モントリオール生物多様性枠組

2022年12月に国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された、生物多様性に関する世界的な新たな目標のこと。これは、2020年までの目標であった「愛知目標」の後継として位置づけられており、生物多様性の損失を食い止め、回復させるための国際的な指針となるもの。

### 【サ行】

#### サーキュラーエコノミー

→「循環経済」参照。

### 再生可能エネルギー

資源に限りのある化石燃料とは異なり、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し利用できるエネルギーのこと。発電時に地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>を排出しないため、環境にやさしいエネルギー源である。

## 参考資料

### 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業

東北地方の東日本大震災による被災地等において、非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援する事業。

### 史跡公園

岩沼市が指定する文化財である「武隈の松」を保存するために整備された「二木の松史跡公園」のこと。

### 自然再興（ネイチャーポジティブ）

「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことで、いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方のこと。これまでの目標が目指してきた生物多様性の損失を止めることから一步前進させ、損失を止めるだけではなく回復に転じさせるという強い決意が込められたものである。

### 集団資源回収

紙類、布類、金属類、びん類などの再生資源物を、町内会や子ども会など地域の団体が自主的に回収し、資源回収業者に引き渡すリサイクル活動。

### 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「循環型社会形成推進基本法」では、第一に製造品等が廃棄物等になることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

### 循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

### 省エネルギー

エネルギーの効率的な使用や、余分なエネルギーの消費を抑制することによって、エネルギー消費量の削減を図ること。

## 食育

知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

## 食品ロス

「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」のこと。食べ残しや、賞味期限・消費期限が近いという理由で売れ残ったもの、家庭で作りすぎたり買いすぎたりして食べきれなかつたもの、形が悪いなどの理由で流通されないものなど、幅広く含まれる。

## 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2（SARS-CoV2）による感染症をいう。2020年1月30日にWHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）が宣言されたが、2023年5月4日に解除された。日本でも2023年5月8日に5類感染症に移行した。ウイルスが変異するので、流行を繰り返している。

新型コロナウイルス感染症の流行は、外出制限によって人々の移動や対面交流を大幅に減らし、リモートワークやオンライン学習の普及で働き方や教育の形を変えることとなった。経済面では、観光・飲食・交通などサービス業を中心に深刻な打撃を与え、世界的な景気後退や流通の混乱等を招いた。

## 震災がれき

地震や津波などの自然災害によって発生した、コンクリートや木材、金属などの破碎された廃棄物を指す。東日本大震災では災害廃棄物2,000万トン、津波堆積物1,100万トンもの大量のがれきが発生し、これらを処理するために、撤去、分別、リサイクル、焼却、埋め立てといった多岐にわたる工程が、各自治体や国によって進められた。処理には「広域処理」という、被災地外の自治体で処理する方式も取られたが、放射能汚染への懸念などから様々な課題も生じた。

## 生態系

自然界に存在する全ての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響し合って自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配する気象、土壤、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

## 生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical oxygen demand）

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚

## 参考資料

濁は著しい。

### 千年希望の丘

東日本大震災の津波により大きな被害を受け、人が住めなくなった宮城県岩沼市の沿岸部を活用して整備された復興を象徴するメモリアル公園のこと。

- ・震災の記憶と教訓の伝承：震災がれきなどを利用して造成された丘や遺構があり、津波の痕跡や被災者の思いを伝承し、防災教育の場としても活用されている。
- ・防災機能：沿岸約 10km にわたって 6 つの公園と 14 基の避難丘が整備されており、津波の威力を減衰させ、避難場所となる。
- ・「緑の堤防」の育成：丘をつなぐ園路には、約 33.5 万本の植樹が行われ、将来的に津波から街を守る「緑の堤防」となることが期待されている。
- ・憩いの場：散策やランニング、サイクリングなどに利用できる園路があり、憩いの場となっている。丘からは太平洋や蔵王連峰を眺めることができる。

### 【タ行】

#### ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成 12 年 1 月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出規制が行われている。我が国では、大気、水質、土壤などから検出されている。

#### 大気環境保全

大気汚染防止法などの法律に基づいて、工場のばい煙や自動車の排ガスなど、人々の健康や生活環境に悪影響を与える大気汚染物質の排出を規制し、大気の質を改善・維持するための取り組み。具体的な活動には、排出基準の遵守の徹底、低公害車の普及、大気汚染の常時監視や原因調査などが含まれる。

#### 太陽光発電システム

太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換するシステムのこと。太陽光を電気（直流）に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるパワコンなどで構成されている。電力会社と接続した電力系統から電力の送り出し（売電）・受け取り（給電）がそれぞれ可能な系統連系形 PV システムと、電力会社の電力系統（送電網や配電網）から切り離され、太陽電池で発電した電気だけでシステム内の電力消費をすべてまかなう独立形 PV システムの大きく二つのシステムに分かれている。

#### 脱炭素

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を実質ゼロにする（脱炭素化）こと。排出量を減らすだけでなく、どうしても排出される分を森林などの吸収源や技術で吸収・除去することで、排出した温室効果ガスを実質ゼロとする（カーボンニュートラル）脱炭素社会の達成を目指す。

### 地球温暖化

大気中の二酸化炭素等の温室効果ガスが人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林などの破壊によって二酸化炭素の吸収量が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のこと。

### 地区計画

一定の地区を対象に、その居住者の利用する道路・公園・広場といった施設（地区施設）の配置及び規模に関する事項や、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的な計画として定め、開発行為や建築行為をこれに基づいて規制・誘導することにより、地区特性にふさわしい良好な市街地の整備を図ろうとする制度。

### 蓄電池

充電によって繰り返し使用できる電池。鉛蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、N A S（ナトリウム硫黄）電池などの種類がある。バッテリーも二次電池とも呼ばれる。気象条件に左右されやすい風力・太陽光発電における出力変動の抑制や、電力需給のピークカット、停電時バックアップ対策等に活用されている。

### 低公害車

窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車のこと。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車に、低燃費かつ低排出ガス認定車など環境性能に優れた従来車を含む。

### 低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を、経済発展を妨げることなく、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

### （岩沼）デマンドタクシー

ワゴン車両（乗客定員9人）による乗合タクシーで、あらかじめ利用登録したあと電話で予約すれば自宅と公共施設や商業施設、医療機関などの2地点間を運行する公共交通機関。通常のタクシーとは異なり、1つの車両に地域の方と乗合運行となる。

## 参考資料

### テレワーク

「Tele（離れて）」と「work（仕事）」を組み合わせた造語で、情報通信技術（ICT）を活用して、オフィス以外の場所で働く柔軟な働き方。自宅やサテライトオフィス、モバイル先などで働くことが含まれ、通勤時間や場所にとらわれない働き方が実現できる。

### 電気自動車（EV）

ガソリンエンジンの代わりに内蔵したバッテリーに蓄えた電気でモーターを回して走行する自動車のこと。排気ガスを出さないため、環境に優しい次世代の車として注目されている。

### 都市公園

地方自治体が都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地のこと。住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがある。その機能、目的、利用対象等によって住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園、特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道に区分される。

### 【ナ行】

#### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、石油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は、人の健康に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき、人の健康の保護の見地から、環境基準が定められている。また、大気汚染防止法で二酸化硫黄を含めた硫黄酸化物についてK値規制（地域と煙突の高さに応じて排出が許容される量を定める規制）や総量規制などを実施している。

#### 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

温室効果ガスの一つ。炭酸ガスともいう。無職、無臭の安定な気体で水に溶ける。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料などの消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加している。代表的な温室効果ガスであり、我が国の温室効果ガス総排出量の9割以上を占めている。

#### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

二酸化窒素は、窒素酸化物の一種で赤褐色の空気より重い気体。窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、人の健康に悪影響を与えるおそれがある。このため、環境基本法に基づき、人の健康の保護する上で維持されることが望ましい基準として二酸化窒素に係る環境基準が定められ、大気汚染防止法等に基づき対策が進められている。

## 燃料電池車（F C V）

水素と空気中の酸素の化学反応を利用して発電し、その電力でモーターを回して走行する自動車のこと。走行中に排出されるのは水（水蒸気）だけで、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの有害物質は排出しない。

## 農村公園

農村環境の改善のため、地域の農業者や住民の健康増進と憩いの場として設置された公園のこと。都市公園とは別に「岩沼市農村公園設置条例」に基づいて設置・管理されており、地域に根ざした活動や自然環境の提供に重点が置かれている。

## 野焼き

廃棄物を野外で焼却すること。どんと焼き等の地域の行事や農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などの例外を除き、処理基準に従って行われない廃棄物の焼却は、廃棄物処理法により原則禁止されている。

## 【八行】

### バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」のこと。

太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。このようなバイオマスを燃焼させた際に放出される二酸化炭素は、化石資源を燃焼させて出る二酸化炭素と異なり生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であるため、バイオマスは、大気中で新たに二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」な資源といわれる。

## ハイブリッド車

ガソリンエンジンと電気モーターという2つの動力源を組み合わせて走行する自動車のこと。走行状況に応じて両方の動力を効率的に使い分けることで、燃費性能や環境性能を高めているのが特徴。

## パリ協定

地球温暖化対策の国際的な枠組みを定めた条約のこと。2015年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、2016年に発効した。先進国・途上国を問わず、すべての国が参加し、温室効果ガスの排出削減に取り組むことが求められる。

## 微小粒子状物質（PM2.5 : Particulate matter 2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm（マイクロメートル：μm=百万分の1

## 参考資料

m) 以下の小さな粒子状物質のこと。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、環境基本法において、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、「1年平均値が  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1日平均値が  $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること。」とされている。

### フードドライブ事業

家庭で余っている食品を回収し、フードバンクなどの支援団体を通じて、生活困窮者や子ども食堂、福祉施設などに寄付する活動。この事業は、まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」の削減と、食料支援の両方を目的としている。

### フードバンク団体

まだ食べられるのに廃棄される食品を企業などから寄贈してもらい、それを必要としている生活困窮者や福祉施設などに無料で提供するボランティア団体。食品ロス削減と、飢餓に苦しむ人々のセーフティネットとなることを目的とし、活動は主にNPO法人などの非営利団体によって行われている。

### 不法投棄

みだりに又は正当な理由がなく廃棄物を捨てること。

### 浮遊粒子状物質（SPM：Suspended particulate matter）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が  $10 \mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m} = \text{百万分の } 1\text{m}$ ）以下の粒子状物質のこと。呼吸器疾患の原因とされる。

### プラグインハイブリッド車（PHV・PHEV）

エンジンとモーターの両方を搭載したハイブリッド車（HV）に、外部からの充電機能を加えた自動車のこと。日常の短距離移動では、電気自動車（EV）のようにモーターだけで走行でき、バッテリーがなくなってもエンジンで走行を続けることができる。

### 放射線

空間を伝搬、移動するエネルギーの流れで、アルファ線、ベータ線などの粒子線とガンマ線、エックス線などの電磁波に分類される。一般的には電離作用を持った放射線を指して用いられる。したがって、光やラジオ電波などは放射線とは呼ばれない。放射能と混合されることが多いが、両者は異なるものである。

### 放射線量

大気中の放射線の量のこと。

## 放射能

不安定な原子核が放射性破壊をして、それに伴いアルファ線、ベータ線又はガンマ線等放射線を放出する性質又はその能力をいう。1秒あたり1個の原子核が崩壊するときの放射能を1ベクレルという。

## 【マ行】

### マイバッグ

→「エコバッグ」参照。

## 宮城県大気汚染緊急時対策要綱

宮城県が大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、光化学オキシダント、二酸化窒素といった大気汚染物質の濃度が高くなった緊急時に、宮城県知事がとるべき措置や関係機関との連携体制について定めた要綱のこと。この要綱に基づき、宮城県は関係機関と連携し、警報や注意報の発令、住民への速やかな広報、事業者への協力要請などを行う。

## みちのく潮風トレイル

青森県八戸市から福島県相馬市まで太平洋沿岸を結ぶ、全長約1,000kmを超えるロングトレイル（「歩く旅」を楽しむために造られた道）のこと。「東日本大震災からの復興」を契機とし、環境省を中心に、関係自治体、民間団体、地域住民の協働により設定された。

## 【ヤ行】

### 有害化学物質

環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称。人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法などで各々の物質について定義されている。

## 【ラ行】

### リスクコミュニケーション

様々な課題についてのリスク分析を行う全過程において、リスク評価者、リスク管理者、市民、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報および意見を相互に交換すること。関係者が情報を共有し、相互間の意思疎通を促進し対策を進めることにより、リスクの低減を図ることができる。

## 緑地環境保全地域

自然的・社会的諸条件からみて、その区域の自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域で、県知事が指定した地域のこと。①都市環境又は都

## 参考資料

市構成上その存在が必要と認められる樹林地や池沼、②都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地や丘陵等、③地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産と一体となって熟成した自然的環境を形成している区域の3種がある。岩沼市では、西部丘陵部が高館・千貫山緑地環境保全地域に指定されている。

## 6. 環境基準等

### (1) 大気汚染に係る基準

#### ■大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	光化学 オキシダント (OX)	微小粒子状物質 (PM2.5)
環境上 の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以 下であり、 かつ、1 時間 値が 0.1ppm 以下である こと	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以 下であり、か つ、1 時間値 の 8 時間平 均 値 が 20ppm 以 下である こと	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以 下であり、か つ、1 時間値 が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であ ること	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm か ら 0.06ppm までのゾー ン内又はそ れ以下であ ること	1 時間値が 0.06ppm 以 下であるこ と	1 年 平 均 値 15 μ g/ m <sup>3</sup> 以 下であり、かつ、1 日 平均値が 35 μ g/ m <sup>3</sup> 以下であるこ と

#### 備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m 以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μ m の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

#### ■光化学オキシダント緊急時発令の基準

区分	基 準		発令期間
発令	予報	地域の濃度が 1 時間値 0.12ppm 以上になること が予想され、かつこの状態が気象状況からみて 継続が予想されるとき。	4 月 15 日から 9 月 30 日までの期間 当日予報：原則午前 11 時まで 翌日予報：原則午後 6 時まで
	注意報	1 基準測定点において 1 時間値 0.12ppm 以上と なり、かつ気象条件からみてなお継続が予想さ れるとき。	随時
	警報	1 基準測定点において 1 時間値 0.24ppm 以上と なり、かつ気象条件からみてなお継続が予想さ れるとき。	随時
	重大警報	1 基準測定点において 1 時間値 0.4ppm 以上とな り、かつ気象条件からみてなお継続が予想さ れるとき。	随時
解除	汚染物質の濃度の 1 時間値が、発令された地域 のすべての基準測定点において発令基準未満 の状態となり、かつ気象条件からみて再び発令 基準値を上回るおそれがないと予想され又は 認められるとき。		随時

## 参考資料

### ■微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起のための暫定的な指針（環境省）

レベル	暫定的な指針となる値 日平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	行動の目安	注意喚起の判断に用いる値	
			午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
			1時間値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1時間値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
II	70 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす（高感受性者（呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等）においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。）。	5時～7時 85超	5時～12時 80超
I  (環境基準)	70 以下  35 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康(I 70 以下)への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する	5時～7時 85以下	5時～12時 80以下

※ PM2.5（微小粒子状物質）とは、大気中に漂う粒径  $2.5 \mu\text{m}$  ( $1 \mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ) 以下の微小な粒子のこと。粒径が非常に小さいため（髪の毛の太さの  $1/30$  程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響などが懸念されている。

### ■PM2.5高濃度時の宮城県における当面の対応について

#### 1. 注意喚起について

県は、国の暫定的な指針値である  $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えるおそれがある場合として以下のとおり判断基準を定め、注意喚起を行う。

#### 注意喚起の判断基準

##### (1) 「午前中の早めの時間帯での判断」

一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）の午前5時から午前7時までの1時間値の平均値のうち、2番目に大きい値の測定局の平均値が  $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超え、かつ、午前8時の1時間値が  $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合。

また、午前中の注意喚起に至らなかった場合でも、以下の基準を超えた場合、午後からの活動に備えて、注意喚起を行う。

##### (2) 「午後からの活動に備えた判断」

一般局の午前5時から午前12時までの1時間値の平均値のうち、最大値が  $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合。

#### 2. 注意喚起の解除について

注意喚起の判断基準を超過した全ての一般局の1時間値が、午後5時までに2時間連続して  $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下に改善された場合、注意喚起を解除する。

また、上記の解除基準以下とならない場合は、当日の24時までの注意喚起を継続し、24時をもって自動的に解除する。

## (2) 水質汚濁に係る環境基準

### ■人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下	六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以
ふつ素	0.8mg/L 以下	ホウ素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		

## 参考資料

### ■生活環境の保全に関する環境基準（河川）

(1)

	利用目的 の適応性	基準値				
		水素 イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境 保全及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業 用水及び E の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級環境保 全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れな いこ と。	2mg/L 以上	—

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※市内河川のうち、五間堀川水域は C 類型、阿武隈川下流は A 類型。

(2)

類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

## 参考資料

### ■生活環境の保全に関する環境基準（海域）

(1)

	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	
A	水産1級、水浴自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用水  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※本市海域のうち、二の倉地先（丙）はA類型、二の倉地先（乙）はB類型、二の倉地先（甲）はC類型。

(2)

	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるものの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるものの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(3)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

### (3) 騒音に係る環境基準等

#### ■地域の類型及び時間の区分ごとの基準値

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注)

時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静養を要する地域とする。

Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

Cを当てはめる地域は、相当数の住居と合わせて商業、工業等の用に供される地域とする。

#### ■道路に面する地域の基準値

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

#### 備考

車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

#### 備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
  - ① 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
  - ② 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。
  - ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
  - ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

## 参考資料

### ■騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日6時）
A区域及びB区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

### ■航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	旧基準値(WECPNL)	新基準値(Lden)	備考
I	70デシベル以下	57デシベル以下	I類型：専ら住居の用に供される地域 II類型：I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域
II	75デシベル以下	62デシベル以下	

※平成25年4月1日から環境基準の評価指標が、WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）からLden（時間帯補正等価騒音レベル）に変更された。



## ■騒音規制法及び県公害防止条例に基づく特定施設と規制基準

### ○特定施設

番号	施設の種類	規模又は能力
1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの
	(2)製管機械	
	(3)ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
	(4)液圧プレス（矯正プレスを除く）	
	(5)機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のもの
	(6)せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
	(7)鍛造機	
	(8)ワイヤーフォーミングマシン	
	(9)プラスト（タンプラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）	
	(10)タンブラー	
2	(11)切断機（といしを用いるものに限る。）	
	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のもの
	(2)アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの
6	穀物用製粉機（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
7	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)ドラムバーカー	
	(2)チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(3)碎木機	
	(4)帯のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(5)丸のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
8	(6)かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	抄紙機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	
12	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）及びガソリンエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）	出力が 3.75kW 以上のもの
13	クーリングタワー	電動機の定格出力が 0.75kW 以上のもの
14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 15 リットル以上のもの
15	織維工業の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)動力打綿機	
	(2)動力混打綿機	
	(3)紡糸機	

## 参考資料

番号	施設の種類	規模又は能力
16	コンクリート管、コンクリートポール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成型機	
17	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの (1)ニューマチックハンマー	
	(2)製てい機	
	(3)製びょう機	
	(4)打抜機	電動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
	(5)研削機	電動機の定格出力が 1.5kW 以上のもの
18	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの (1)切断機	
	(2)せん孔機	
	(3)研磨機	

注1: 都市計画用途地域の工業専用地域以外の地域において、番号1～11までの特定施設は騒音規制法の対象施設、番号12～18までの特定施設は県条例の対象施設。

注2: 都市計画法に定める用途地域以外の地域において、番号1～18までの特定施設は県条例の対象施設。

### ○規制基準

		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

※上表に掲げる第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地及びその周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、上表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

※都市計画法に基づく用途地域及び文教地区の指定のない地域については、第二種区域の基準を適用する。

## ■騒音規制法に基づく特定建設作業と規制基準等

### ○特定建設作業

	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上ものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業

### ○規制基準等

	規制基準値	作業時間	1日の延長作業時間	連続作業期間	日曜・休日の作業
1号区域		7:00～19:00	10時間以内		
2号区域	85デシベル	6:00～22:00	14時間以内	6日以内	禁止
適用除外	• 災害その他非常事態により緊急に行う必要があるもの • 生命又は身体に対する危険を防止するためのもの 等				

注：地域の類型区分は下記のとおり。

地域類型	厚生省・建設省告示
1号区域	• 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 • 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 • 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域 • 学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	1号区域以外の区域

## 参考資料

### (4) 振動の規制基準

#### ■道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	県告示	時間の区分	
		昼間（8時～19時まで）	夜間（19時～翌日の8時）
第一種区域	低層住居専用地域（第1種、第2種）、中高層低層住居専用地域（第1種、第2種）、住居地域（第1種、第2種）、準住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 デシベル	65 デシベル

#### ■振動規制法及び県公害防止条例に基づく特定施設と規制基準

##### ○特定施設

番号	施設の種類	規模又は能力
1	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 液圧プレス（矯正プレスを除く）	
	(2) 機械プレス	
	(3) せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のもの
	(4) 鍛造機	
2	(5) ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの
2	圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	織機	原動機を用いるもの
5	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力が 2.95kW 以上のもの
	(2) コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力が 10kW 以上のもの
6	木材加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) ドラムバーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
7	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）	原動機の定格出力が 30kW 以上のもの
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	
11	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
12	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く。）	定格出力が 10kW 以上のもの
13	冷凍機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの

注1：都市計画用途地域の工業専用地域以外の地域において、番号1～10までの特定施設は振動規制法の対象施設、番号11から13までの特定施設は県条例の対象施設。

注2：都市計画用途地域以外の地域において、番号1～13までの特定施設は県条例の対象施設。

## ○規制基準

区域の区分		昼間（8時～19時まで）	夜間（19時～翌日の8時）
第1種区域	低層住居専用地域（第1種、第2種）、中高層低層住居専用地域（第1種、第2種）、住居地域（第1種、第2種）、準住居地域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	65デシベル	60デシベル

## ■振動規制法に基づく特定建設作業と規制基準等

### ○特定建設作業

	作業の種類
1	くい打機（もんけんを及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）

### ○規制基準等

	規制基準値	作業時間	1日の延作業時間	連続作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	75デシベル	7:00～19:00	10時間以内	6日以内	禁止
2号区域		6:00～22:00	14時間以内		
適用除外	・災害その他非常事態により緊急に行う必要があるもの ・生命又は身体に対する危険を防止するためのもの 等				

注：地域の類型区分は下記のとおり。

地域類型	総理府令
1号区域	・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域 ・上記地域のうち、学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	1号区域以外の区域

## （5）悪臭の規制基準

### ■悪臭防止法に基づく規制基準

規制基準	許容限度	規制地域
第1号規制基準（敷地境界）	臭気指数 15	市が指定した地域
第2号規制基準（煙突等の気体排出口）	排出口の高さを基に算出	
第3号規制基準（排出水）	臭気指数 31	

参考：臭気指数の目安は下記のとおり。

臭気指数	目安	臭気指数	目安	臭気指数	目安
0	郊外のきれいな空気	15	化粧品売り場	30	ガソリン給油、たばこ
5	工場地域の空気	20	花火、トイレの芳香剤	35	コーヒー
10	梅の花	25	線香、しょうゆ	45	にんにくを炒めた時

## 参考資料

### (6) その他の環境基準等

#### ■ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壤	1000pg-TEQ/g 以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾーフラン等(ポリ塩化ジベンゾーフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾーフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

備考

- 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

#### ■放射性物質に関する基準値等

##### ○放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定の要件及び除染実施計画を策定する区域の要件

要件値	毎時 0.23 マイクロシーベルト ( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ )	※測定位置は地上 50 cm~1m
注：要件値の算出根拠		
国際放射線防護委員会 (ICRP) が 2007 年に出した勧告では、一般の人が受ける放射線量として、平常時は年間 1 ミリシーベルト以下としている。国の原子力安全委員会においても、この勧告を踏まえた考え方を示しており、追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトを、一時間当たりに換算すると、毎時 0.19 マイクロシーベルトとなる。(1 日のうち屋外に 8 時間、屋内(遮へい効果(0.4 倍)のある木造家屋)に 16 時間滞在するという生活パターンを仮定)		
毎時 0.19 マイクロシーベルト = 年間 1 ミリシーベルト ÷ (8 時間 + 0.4 × 16 時間) ÷ 365 日 測定器で測定される放射線には、大地からの放射線(毎時 0.04 マイクロシーベルト)が含まれるため、この分を加えた毎時 0.23 マイクロシーベルトを要件値としている。		

##### ○食品中の放射性セシウムの基準値

(単位：ベクレル/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

## (7) 岩沼市による環境関連の告示

### ■騒音関係

○騒音規制法に基づく地域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第43号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定による規制基準について、次のように定める。

#### 1 騒音規制の指定地域

岩沼市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）とする。

#### 2 騒音の規制基準

騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、同表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

（平成27告示第59号・一部改正）

	朝 午前6時から 午前8時まで	昼間 午前8時から 午後7時まで	夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時 まで
第1種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	55デシベル	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル

#### 備考

- 第1種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域とする。
- 第2種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域とする。

## 参考資料

3 第3種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域とする。

4 第4種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域とする。

### 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27告示第59号）

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

### 附 則（平成30告示第54号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

### ○特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定に関する告示

平成24年3月30日

告示第44号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により指定する区域について、次のように定める。

平成24年告示第43号の2の表に掲げた区域のうち、次に掲げる区域

1 第1種区域

2 第2種区域

3 第3種区域

4 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

（3）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの

（4）図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

（5）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

（6）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

（平成27年告示第60号・一部改正）

### 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年告示第60号）

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

○騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の区域を定める告示

平成24年3月30日

告示第45号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定による区域の区分を次のように定める。

- 1 a区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- 2 b区域 都市計画法第8条第1項第1号の第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
- 3 c区域 都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第55号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

○騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定

平成24年3月30日

告示第46号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号イの規定に基づき、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1の1の表に掲げる地域の類型を当てはめる地域を次のように指定する。

岩沼市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）とし、地域の類型及び地域の類型を当てはめる地域は、次に掲げるとおりとする。

- 1 A類型 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- 2 B類型 第1種住居地域、第2種住居地域
- 3 C類型 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第56号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

## 参考資料

### ■振動関係

○振動規制法に基づく地域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第47号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定による規制基準について、次のように定める。

#### 1 振動規制の指定地域

岩沼市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）とする。

#### 2 振動の規制基準

振動の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね50メートルの区域内における基準は、同表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

（平成27告示第61号・一部改正）

	昼間	夜間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

#### 備考

- 第1種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域とする。
- 第2種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。

#### 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27告示第61号）

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

附 則（平成30年告示第57号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

○振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域指定に関する告示

平成24年3月30日

告示第48号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により指定する区域について、次のように定める。

平成24年告示第47号(振動規制法に基づく地域指定等に関する告示)で指定した地域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- 3 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- 4 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- 5 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(平成27年告示第62号・一部改正)

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第62号)

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

附 則(平成30年告示第58号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

○道路交通振動規制の区域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第49号

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考第1号の規定による区域の区分及び同備考第2号の規定による時間の区分について、次のとおり定める。

1 区域の区分

- (1) 第1種区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域
- (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域

## 参考資料

### 業地域及び工業地域

#### 2 時間の区分

- (1) 昼間 午前8時から午後7時まで
- (2) 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

#### 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年告示第59号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

## ■悪臭関係

### ○悪臭防止法に基づく地域指定等に関する告示

平成24年3月30日

告示第50号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定により指定する地域及び第4条の規定による規制基準について、次のように定める。

#### 1 指定地域

岩沼市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域とする。

#### 2 規制基準

（1）法第4条第2項第1号に定める規制基準 臭気指数15

（2）法第4条第2項第2号に定める規制基準 法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

（3）法第4条第2項第3号に定める規制基準 法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

#### 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。